資料１－２

令和６年度の加入推進の取組状況について

目　　次

・令和６年度の加入推進の取組状況について　・・・・・・・・・・・・・・・１

・農業者年金の加入実績について　・・・・・・・・・・・・・・・５

・令和５年度新規加入者状況調査集計結果　・・・・・・・・・・・・・・ ９

・加入推進の戸別訪問等の効果検証　・・・・・・・・・・・・・・ 13

・第５期中期目標期間における新規加入者の目標の設定について・・・・・・・・・・・ 21

・令和６年度における農業者年金加入推進の取組方針　・・・・・・・・・・・・・・ 27

・令和６年度加入推進特別研修会開催状況等　・・・・・・・・・・・・・・ 47

・オンラインセミナーアンケート集計結果等　・・・・・・・・・・・・・・ 49

・加入推進等に関する議論について集計結果（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・ 54

・年金額シミュレーター改修イメージ　・・・・・・・・・・・・・・ 58

令和６年度の加入推進の取組状況について

１　加入推進の目標等

（１）令和５年度から令和９年度までの５年間を期間とする第５期中期目標（令和５年３月３日付け、厚生労働省、農林水産省）において、若い農業者及び女性農業者に重点を置いて制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、加入目標として、対象期間の終了時である令和９年度末までに、

① 若い農業者（20 歳から 39 歳以下の新規加入者）5,500 人以上

② 女性の新規加入者 3,400 人以上

をそれぞれ確保することが設定された。

（２）これを踏まえ、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）では、毎年度策定して主務省（厚生労働省、農林水産省）に届出する年度計画において、年度目標を設定しており、中期目標期間の初年度となる令和５年度計画（令和５年３月 17 日主務省へ届出）においては、（１）の中期目標の達成を目指して取り組むこととされた。

（３）基金では、これらの目標を踏まえて、毎年度の新規加入者数の目標を設定して加入推進活動を推進しており、令和６年度の目標は以下の通り。

【令和６年度の新規加入者の目標】

① 20 歳から 39 歳までの農業者（以下「若い農業者」という。）：1,700 人／年

② 女性農業者　：1,000　〃

③ 全体（20 歳から 59 歳まで）　：3,000　〃

（４）各都道府県段階及び各市町村段階の受託機関における目標値については、上記（３）の新規加入者の全国の目標値を基にして設定している。

（５）これらの目標達成に向けて、業務受託機関をはじめとする関係者が一丸となって取り組めるようにするため、加入推進の取組方針を定め、上記（４）の目標の達成を目指して加入推進活動を行うことや、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者を支援する農業内外の関係機関・団体等との連携強化を図ること等を要請するとともに、基金としても関係団体等へ働きかけや、全国段階の機関への協力依頼を精力的に推進し、都道府県段階の業務受託機関等へ情報提供を行っている。

２　令和６年度における加入推進の具体的取組

（１）令和６年度計画に基づく加入推進活動

令和６年度計画において、農業者年金制度の普及推進については、上記１の目標達成に向け、以下の加入推進活動を行うこととした。

①　「令和６年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明記し、また、年度当初

の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の周知徹底を図る。

② 加入推進活動のリーダーとなる農業委員等を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度の理解増進、加入推進活動の活発化を図る。

③ 例年、都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、前年度の目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点県として指定し、特別活動を実施していたが、これを廃止し、新たに、加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村・JA 地域等において、中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう「特別対策地域の設定と取組について」（制定：令和５年４月３日付け　改正：令和６年４月１日付け）に基づき、各ブロック６カ所につき、必ず１カ所の県を特別対策地域として指定し、取組の強化を行う。

（２）加入推進の取組状況

① 上記⑴の年度計画を踏まえて、取組方針を策定し、令和６年４月１日付で各業務受託機関に発出するとともに、担当者会議やブロック会議等を通じて、各業務受託機関が取り組むべき内容を説明し、周知徹底を図った。

担当者会議については、コロナ禍以前の手法に戻し、東京にて一堂に会して開催した。

ブロック会議についても、全国６ブロック会場で実地開催し、各県段階の業務受託機関における加入推進活動の進捗状況等を確認して基金から指導を行うとともに、各業務受託機関相互の情報交換等を行い、年度末に向けより一層の活動の推進に資するよう対応した。

② 「加入推進特別研修会」については、以下の研修内容により、５月 27 日から 10 月 17 日にかけて全国各地で開催した。研修項目は、

ア 都道府県段階の業務受託機関による、制度説明用ＤＶＤ及び推進用ＤＶＤ等を活用した農業者年金制度の説明

イ 都道府県段階の業務受託機関による当該年度の若い農業者や女性農業者等の加入推進に向けた加入推進活動計画の発表

ウ 基金による、中期目標及びこれを踏まえた加入推進活動の概要、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等加入推進を強化する上で有効な補足的な情報の提供

を必須とし、その他、外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプラヱナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明等を取り入れ行った。

エ 特別対策地域について、各ブロック１県計６県の県段階業務受託機関を指定し、その県の中で特別対策地域（市町村・JA）の指定をした。当基金においては特別対策地域毎に担当役職員を決め、全国農業会議所・JA 全中とともに現地

打合せを行い、取組の強化を促した。
　また、該当特別対策地域の県段階の業務受託機関より奇数月に、フォローアップシートを提出させ、進捗状況の確認を行い指導した。

④　JA 全中の女性協議会の北海道 JA 中央会の会長とフレッシュミズの新潟県 JA 中央会の会長を広域推進協力員として各イベント等で農業者年金の周知活動に協力していただくこととした。

⑤　「農業者年金制度の普及に向けた協力依頼について」（令和５年６月13日付け　農林水産省経営局長通知）も踏まえつつ、農業内外の関係機関・団体等に対する取組として（一社）アグリフューチャージャパンに対するチラシの配布協力や全国酪農業協同組合連合会発行の「全酪連会報」への記事掲載、農林水産省本省及び地方組織の広報手段やイベントを活用するほか、日本政策金融公庫、全国町村会、NOSAI、全国農業関係税理士団体、全国農業青年クラブ連絡協議会等に対して協力要請を行い、周知活動を拡充した。

⑥　毎月初旬に都道府県別の新規加入者数の状況を、加入推進ニュースとして業務受託機関に提供している。
　その際、前年度の同月と比較して、大幅に増減した県段階の業務受託機関にヒアリングを行い、増加している地域の取組状況などの情報を全国の業務受託機関に提供するとともに、減少している地域については、随時指導・アドバイスを行った。

⑦　チラシ等の加入推進資材については、農業者が集まるイベント等で配布してもらい、随時業務受託機関等からの依頼に応じてチラシを提供し活用してもらった。

⑧　農業者年金制度に精通、加入推進活動のノウハウを持つ者を講師に、12月11日、当基金初めての取組としてオンラインセミナーを開催。加入推進特別研修会を始めとして、農業委員会やＪＡからのお知らせ、農業委員や農地利用最適化推進委員が多く集まる場やチラシ配布の機会等において、呼びかけを行った（参加申込者数437 うち参加者数361 参加率82.6%、この他、当該参加者とともに視聴した者がいた）。業務受託機関以外（農業者等）の参加率は25.3%。開催後はアンケート結果についても分析を行い、次回以降の取組に向けた参考資料とした。

⑨　各業務受託機関においては、ブロック会議において、
　１）加入推進についてどのような指導を行っているか（加入推進手法や加入推進実績を増加させるために働きかけを行っていることなど。）や、
　２）令和５年度新規加入実績の増減要因等に関するアンケート結果の増加要因や加入推進優良事例
を確認し情報の横展開を図った。

【参考】

新規加入者アンケート調査結果（令和５年４月～令和６年３月）では、加入前に農業者年金制度を「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」との回答者は６割を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。

また、農業者年金に興味・関心を持ったきっかけについては、「家族からの勧め」が最も多く、次いで「農業委員会やJAの関係者の戸別訪問」となっている。

この結果を踏まえつつ、上記の取組を通じて農業者年金の認知度の向上を図ることとしている。

令和７年３月

農業者年金の加入実績について

農業者年金の年度別新規加入者数等　　（単位：人）

	新規加入者数	対前年同期増減	年度末加入者累計
平成 14 年度	—	—	７７，０３１
平成 15 年度	１，５８４	—	７８，５５８
平成 16 年度	１，６１３	＋２９	８０，１１４
平成 17 年度	１，６５３	＋４０	８１，７１３
平成 18 年度	２，２９６	＋６４３	８３，９７２
平成 19 年度	４，１７３	＋１，８７７	８８，１０３
平成 20 年度	３，７０７	－４６６	９１，７２９
平成 21 年度	３，９０８	＋２０１	９５，５６５
平成 22 年度	３，４５２	－４５６	９８，９８４
平成 23 年度	３，２０３	－２４９	１０２，１５３
平成 24 年度	３，０１４	－１８９	１０５，１３５
平成 25 年度	３，４５２	＋４３８	１０８，５５６
平成 26 年度	２，７６１	－６９１	１１１，２９２
平成 27 年度	３，０６８	＋３０７	１１４，３４１
平成 28 年度	３，２００	＋１３２	１１７，５１５
平成 29 年度	３，３３５	＋１３５	１２０，８１８
平成 30 年度	３，１０７	－２２８	１２３，９１２
令和元年度	２，８１３	－２９４	１２６，７０６
令和２年度	２，６３７	－１７６	１２９，３２３
令和３年度	２，４６３	－１７４	１３１，７６０
令和４年度	２，１９８	－２６５	１３３，９５２
令和５年度	２，１２１	－７７	１３６，０６０
令和６年度	２，０１１	＋１６７	１３８，０５７

（注）資格取消等があるため、新規加入者数と年度末加入者累計の増加数は一致しない。

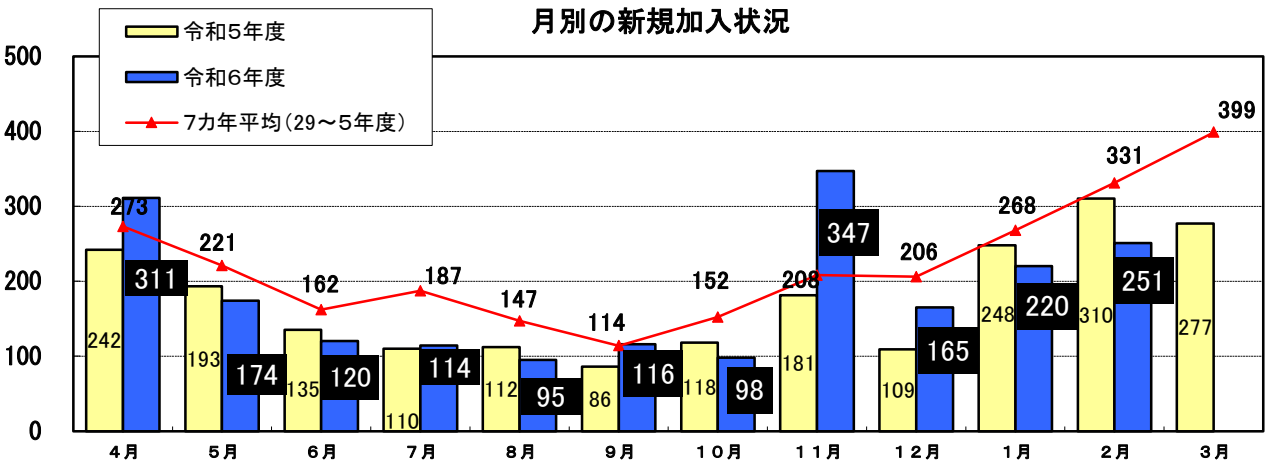

新規加入者	年度	男女計			政策支援加入	
			うち女性	うち 39 歳以下		うち区分3
	令和5年度(2月)	1,844	611(33.1%)	1,063(57.6%)	416(22.6%)	242(58.2%)
	令和6年度(2月)	2,011	721(35.9%)	1,118(55.6%)	424(21.1%)	253(59.7%)

「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」
の都道府県別進捗状況 （全体の新規加入者数、令和7年2月実績）

	目標（人） ①	新規加入者数（人） ②	達成率（%） ②/①	未達成者数（人） ①－②	備　考
北海道	428	529	123.6%	(101)	達成！

		目標（人） ①	新規加入者数（人） ②	達成率（%） ②/①	未達成者数（人） ①－②	備　考
1	福　井	9	11	122.2%	(2)	達成！
2	長　崎	59	68	115.3%	(9)	達成！
3	佐　賀	44	46	104.5%	(2)	達成！
4	長　野	96	94	97.9%	2	
5	京　都	25	22	88.0%	3	
6	岐　阜	28	24	85.7%	4	
7	茨　城	128	107	83.6%	21	
8	大　分	31	25	80.6%	6	
9	新　潟	67	54	80.6%	13	
10	宮　崎	81	64	79.0%	17	
11	山　口	14	11	78.6%	3	
12	神奈川	46	35	76.1%	11	
13	滋　賀	16	12	75.0%	4	
14	鳥　取	21	15	71.4%	6	
15	栃　木	88	61	69.3%	27	
16	愛　媛	50	34	68.0%	16	
17	宮　城	51	33	64.7%	18	
18	山　形	79	49	62.0%	30	
19	鹿児島	90	54	60.0%	36	
20	広　島	27	16	59.3%	11	
21	静　岡	80	46	57.5%	34	
22	秋　田	61	35	57.4%	26	
23	島　根	13	7	53.8%	6	
24	熊　本	145	78	53.8%	67	
25	高　知	56	29	51.8%	27	
26	福　島	82	42	51.2%	40	
27	福　岡	99	50	50.5%	49	
28	東　京	30	15	50.0%	15	
29	大　阪	17	8	47.1%	9	
30	千　葉	126	59	46.8%	67	
31	石　川	13	5	38.5%	8	
32	群　馬	64	24	37.5%	40	
33	兵　庫	48	18	37.5%	30	
34	富　山	11	4	36.4%	7	
35	青　森	143	51	35.7%	92	
36	岩　手	73	26	35.6%	47	
37	岡　山	35	12	34.3%	23	
38	徳　島	38	13	34.2%	25	
39	沖　縄	38	13	34.2%	25	
40	埼　玉	79	27	34.2%	52	
41	奈　良	18	6	33.3%	12	
42	三　重	25	8	32.0%	17	
43	和歌山	76	23	30.3%	53	
44	山　梨	38	11	28.9%	27	
45	香　川	21	6	28.6%	15	
46	愛　知	115	31	27.0%	84	
	合　計	3,022	2,011	66.5%	1,011	

「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」
の都道府県別進捗状況 （20歳から39歳の新規加入者数、令和7年2月実績）

	目標（人） ①	39歳以下の 新規加入者数（人） ②	達成率（%） ②/①	未達成者数（人） ①－②	備　考
北海道	296	368	124.3%	(72)	達成！

		目標（人） ①	39歳以下の 新規加入者数（人） ②	達成率（%） ②/①	未達成者数（人） ①－②	備　考
1	佐　賀	26	38	146.2%	(12)	達成！
2	京　都	13	16	123.1%	(3)	達成！
3	福　井	5	6	120.0%	(1)	達成！
4	長　崎	37	43	116.2%	(6)	達成！
5	山　口	7	7	100.0%	0	達成！
6	長　野	52	46	88.5%	6	
7	宮　崎	48	38	79.2%	10	
8	神奈川	25	19	76.0%	6	
9	岐　阜	16	12	75.0%	4	
10	山　形	47	35	74.5%	12	
11	茨　城	78	57	73.1%	21	
12	愛　媛	26	19	73.1%	7	
13	新　潟	37	25	67.6%	12	
14	静　岡	39	26	66.7%	13	
15	大　分	17	11	64.7%	6	
16	栃　木	52	33	63.5%	19	
17	島　根	7	4	57.1%	3	
18	滋　賀	9	5	55.6%	4	
19	広　島	15	8	53.3%	7	
20	東　京	16	8	50.0%	8	
21	福　島	39	19	48.7%	20	
22	秋　田	35	17	48.6%	18	
23	熊　本	89	41	46.1%	48	
24	徳　島	20	9	45.0%	11	
25	福　岡	58	26	44.8%	32	
26	鹿児島	46	20	43.5%	26	
27	宮　城	30	13	43.3%	17	
28	高　知	33	14	42.4%	19	
29	兵　庫	23	9	39.1%	14	
30	香　川	11	4	36.4%	7	
31	富　山	6	2	33.3%	4	
32	奈　良	10	3	30.0%	7	
33	山　梨	17	5	29.4%	12	
34	石　川	7	2	28.6%	5	
35	岡　山	18	5	27.8%	13	
36	青　森	80	22	27.5%	58	
37	千　葉	70	19	27.1%	51	
38	沖　縄	19	5	26.3%	14	
39	岩　手	39	10	25.6%	29	
40	愛　知	60	15	25.0%	45	
41	大　阪	8	2	25.0%	6	
42	鳥　取	12	3	25.0%	9	
43	群　馬	38	9	23.7%	29	
44	三　重	13	3	23.1%	10	
45	和歌山	35	8	22.9%	27	
46	埼　玉	40	9	22.5%	31	
	合　計	1,724	1,118	64.8%	606	

「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」
の都道府県別進捗状況 （女性の新規加入者数、令和7年2月実績）

	目標（人） ①	女性の 新規加入者数（人） ②	達成率（%） ②/①	未達成者数（人） ①－②	備　考
北海道	180	235	130.6%	(55)	達成！

		目標（人） ①	女性の 新規加入者数（人） ②	達成率（%） ②/①	未達成者数（人） ①－②	備　考
1	長　崎	21	26	123.8%	(5)	達成！
2	新　潟	17	21	123.5%	(4)	達成！
3	京　都	8	8	100.0%	0	達成！
4	鳥　取	6	6	100.0%	0	達成！
5	佐　賀	16	15	93.8%	1	
6	岐　阜	10	9	90.0%	1	
7	大　分	10	9	90.0%	1	
8	茨　城	40	35	87.5%	5	
9	栃　木	28	24	85.7%	4	
10	長　野	36	29	80.6%	7	
11	滋　賀	5	4	80.0%	1	
12	大　阪	5	4	80.0%	1	
13	山　口	5	4	80.0%	1	
14	宮　崎	29	23	79.3%	6	
15	神奈川	14	11	78.6%	3	
16	福　島	25	17	68.0%	8	
17	富　山	3	2	66.7%	1	
18	福　井	3	2	66.7%	1	
19	福　岡	33	22	66.7%	11	
20	東　京	8	5	62.5%	3	
21	熊　本	51	31	60.8%	20	
22	千　葉	40	24	60.0%	16	
23	宮　城	16	9	56.3%	7	
24	兵　庫	15	8	53.3%	7	
25	徳　島	14	7	50.0%	7	
26	鹿児島	30	15	50.0%	15	
27	秋　田	17	8	47.1%	9	
28	高　知	18	8	44.4%	10	
29	沖　縄	9	4	44.4%	5	
30	山　形	23	10	43.5%	13	
31	静　岡	27	11	40.7%	16	
32	愛　媛	15	6	40.0%	9	
33	群　馬	21	8	38.1%	13	
34	岡　山	11	4	36.4%	7	
35	青　森	48	16	33.3%	32	
36	和歌山	27	8	29.6%	19	
37	愛　知	42	12	28.6%	30	
38	香　川	7	2	28.6%	5	
39	三　重	8	2	25.0%	6	
40	島　根	4	1	25.0%	3	
41	広　島	8	2	25.0%	6	
42	岩　手	25	6	24.0%	19	
43	埼　玉	24	5	20.8%	19	
44	奈　良	6	1	16.7%	5	
45	山　梨	13	2	15.4%	11	
46	石　川	4	0	0.0%	4	
	合　計	1,025	721	70.3%	304	

令和5年度 新規加入者状況調査集計結果
（令和5年4月～令和6年3月　加入手続きの際にアンケート調査を実施）

●令和5年度の新規加入者を対象

・以下の各数値は切り上げ処理を行っているので、各設問の合計は100%にならない。

【回答者の構成割合】

◆年齢別	
20歳代	21%
30歳代	35%
40歳代	28%
50歳代	15%
60歳代	2%

◆男女別	
男性	66%
女性	34%
無回答	2%

◆加入者の経営における位置付け			
経営主	37%	その他	1%
経営主の家族	61%	無回答	2%
法人等の従業員（パート等含む）	1%		

● 上記設問で『経営主』または『経営主の家族』を選択した場合のみ回答

◆農家区分			
専業農家	88%	兼業農家（農業所得が従）	4%
兼業農家（農業所得が主）	7%	無回答	3%

◆経営類型					
稲作	20%	施設野菜	20%	肉用牛	3%
麦類作	4%	果樹類	18%	養豚	1%
穀類・いも類・豆類	8%	花き・花木	3%	養鶏	1%
工芸農作物	2%	その他の作物	2%	無回答	4%
露地野菜	17%	酪農	4%		

◆農業者種別					
新規就農者（Uターン）	11%	それ以外の新規就農者	7%	その他	2%
新規就農者（Iターン）	6%	認定農業者	39%	該当なし	10%
認定新規就農者	11%	家族経営協定締結者	11%	無回答	7%

【加入推進名簿登載者であったか】

◆農業委員会		◆農業協同組合	
はい	44%	はい	29%
いいえ	40%	いいえ	37%
無回答	17%	無回答	36%

問1　農業者年金に関する広告であなたがご覧になったものは？

（令和5年4月～令和6年3月31日基金到着分まで集計）	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
農業者年金に関する広告で、ご覧になられたことがあるものに〇をつけて下さい。（複数回答可）	1 市町村（農業委員会）に掲示されたポスター、チラシ	23%	24%	20%	22%	21%	24%	26%	14%
	2 JAに掲示されたポスター、チラシ	16%	16%	16%	16%	18%	14%	13%	11%
	3 JAの広報誌	13%	12%	14%	13%	12%	13%	13%	11%
	4 市町村(農業委員会)の広報誌	11%	12%	10%	10%	10%	12%	14%	14%
	5 ラジオCM	9%	9%	8%	8%	9%	8%	9%	14%
	6 農業者年金基金HP	4%	4%	5%	3%	4%	5%	5%	11%
	7 新聞・業界誌	4%	3%	4%	3%	4%	3%	5%	7%
	8 市町村・JAのHP	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	4%
	9 SNS（農林水産省フェイスブックを除く）	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	0%
	10 農林水産省フェイスブック又はメールマガジン	1%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	4%
	11 該当なし	23%	22%	24%	28%	23%	23%	17%	14%

農業者年金に関する広告では、「市町村（農業委員会）に掲示されたポスター、チラシ」、「JAに掲示されたポスター、チラシ」がよく見られている。

問2　加入のきっかけはどんな場面？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
加入のきっかけはどのような場面でしたか。3つ以内で〇をつけてください。	1 家族からの勧め	36%	33%	43%	49%	41%	28%	22%	15%
	2 農業委員会・農業委員による戸別訪問	18%	20%	15%	18%	17%	19%	21%	8%
	3 自身で判断	17%	18%	16%	9%	16%	20%	25%	30%
	4 知人からの勧め	8%	9%	8%	7%	9%	9%	8%	19%
	5 農業委員会・農業委員から戸別訪問以外の勧め	8%	9%	6%	8%	6%	10%	9%	8%
	6 JAによる戸別訪問	8%	8%	8%	8%	7%	10%	7%	4%
	7 JAから戸別訪問以外の勧め	5%	5%	5%	4%	5%	4%	6%	15%
	8 専門家（税理士等）への相談	2%	2%	1%	2%	2%	2%	2%	0%
	9 その他	2%	2%	2%	1%	2%	2%	3%	4%

加入のきっかけは、「家族からの勧め」が36%、「農業委員会・農業委員,JA関係者による戸別訪問」が18%となっている。「家族からの勧め」については、若い世代の割合が特に高くなっている。

問3　加入しようと思った農業者年金の魅力は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか。3つ以内で〇をつけてください。	1 国民年金に上乗せできるから	31%	31%	32%	31%	30%	32%	33%	32%
	2 保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから	20%	20%	21%	16%	21%	21%	24%	30%
	3 積立て方式だから	13%	13%	14%	16%	13%	13%	11%	7%
	4 生涯受給できる終身年金だから	11%	11%	12%	9%	12%	12%	12%	5%
	5 保険料が自由に決められるから	10%	10%	9%	9%	9%	11%	12%	12%
	6 任意に加入・脱退ができるから	7%	7%	6%	7%	6%	8%	5%	10%
	7 一定の要件を満たした場合の保険料補助があるから	4%	4%	3%	7%	5%	1%	1%	3%
	8 80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから	3%	3%	2%	2%	3%	3%	4%	3%
	9 よくわからない	2%	3%	2%	6%	2%	1%	1%	0%
	10 年金資産の運用実績が良いから	2%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	3%
	11 事務経費の負担がないから（国費で負担）	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	0%
	12 その他	1%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	0%

多くの方が、老後生活の安定のために「国民年金に上乗せできるから」と考え加入しており、農業者年金制度の魅力は、「税制優遇」であると感じている方が多い。

問4　農業者年金をどの程度知っていましたか？

（ 世代別集計 ）

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ〇をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	3%	4%	3%	3%	4%	3%	3%	28%
	2 制度の内容をある程度知っていた	35%	37%	30%	26%	36%	38%	39%	46%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	48%	47%	50%	50%	48%	47%	50%	19%
	4 名前を含め全く知らなかった （ ）は女性における数字	15%	14%	18%	23% (29%)	15% (21%)	14% (16%)	9% (12%)	10% (13%)

（ 就農時期別集計 ）

設問	回答	全体	男性	女性	0～2年前	3～5年前	6年以上前
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ〇をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	3%	4%	3%	4%	2%	4%
	2 制度の内容をある程度知っていた	35%	37%	30%	27%	30%	42%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	48%	47%	50%	45%	55%	47%
	4 名前を含め全く知らなかった （ ）は女性における数字	15%	14%	18%	27% (31%)	15% (18%)	9% (12%)

全体では、「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」は合わせて約6割。世代別では、若い人ほどその割合が多い。
就農時期別では、就農時期0～2年前で約7割、3～5年前で約7割、6年以上前でも約6割となっている。

問5　農業者年金を知っていてこれまで加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
問4で1または2と回答された方にお聞きします。農業者年金にこれまで加入しなかった理由は何ですか。2つに○をつけて下さい。	1 詳しい説明を聞く機会がなかった	39%	37%	45%	34%	38%	44%	41%	19%
	2 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた	18%	18%	16%	30%	20%	12%	7%	25%
	3 保険料の負担が大きかった	16%	16%	18%	4%	15%	19%	29%	0%
	4 加入資格がなかった（他の年金制度に入っていた、農業に従事していなかった等）	16%	16%	15%	23%	16%	14%	11%	19%
	5 公的年金全般への不安感	6%	7%	5%	4%	6%	7%	7%	19%
	6 保険料補助の対象外だった	3%	4%	2%	3%	4%	3%	3%	0%
	7 その他	4%	5%	3%	5%	4%	3%	5%	19%

農業者年金を知っていて、これまで加入しなかった人の主な理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」、「年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた」、「保険料の負担」、「加入資格がなかった」、等。

問6　政策支援加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
通常加入の方（政策支援加入で保険料の国庫補助を受けられる方以外の方）にお聞きします。あなたが、政策支援加入をされなかった理由は何ですか。1つだけ○をつけて下さい。	1 政策支援加入の要件を満たしていない。	60%	56%	68%	39%	41%	74%	82%	75%
	2 保険料の額を自由に決めることができないから。	19%	12%	11%	31%	29%	11%	8%	13%
	3 後継者に経営継承ができるか分からないから。	15%	10%	8%	19%	23%	10%	7%	7%
	4 生涯自ら農業を営みたいから	8%	6%	3%	13%	9%	7%	4%	7%
	5 その他	5%	3%	4%	3%	3%	3%	5%	10%

政策支援に加入しなかった理由は、「政策支援加入の要件を満たしていない」が約6割を占めており、その他では、「保険料の額を自由に決めることができないから」、「後継者に経営継承ができるか分からないから」等。

加入推進の戸別訪問等の効果検証

（平成 31(令和元)～令和５年度の実績報告等を基に分析）

１　戸別訪問の効果

戸別訪問時間数の上・中・下位別にみた新規加入者数（全体・若い農業者：府県）の割合を比較すると以下のとおり

基幹的農業従事者に対する 戸別訪問の時間数①	新規加入者数の割合② 上段：全体 （下段：若い農業者）	②の割合の比較 ※少ない府県を１とする
戸別訪問の時間数が 多い府県（上位1/3）	０．７１％ （２．３９％）	１．５４倍 （１．５４倍）
戸別訪問の時間数が 中間の県（中位1/3）	０．５６％ （１．７４％）	１．２２倍 （１．１３倍）
戸別訪問の時間数が 少ない府県（下位1/3）	０．４６％ （１．５５％）	１ （１）

（注）

・①は、府県別[戸別訪問時間(平成 31(令和元)～令和５年度平均)／基幹的農業従事者数（60 歳未満：令和２年）]で算出

・②は、府県別[新規加入者数(平成 31(令和元)～令和５年度平均：全体・若い農業者)／基幹的農業従事者数（60 歳未満・39 歳以下：令和２年）]で算出

・加入推進部長を設置していない北海道と東京都は本分析から除き、45 府県を 15 府県毎に上位・中位・下位に分類。

・新規加入者においては、20 - 39 歳を「若い農業者」としている。

戸別訪問の「時間数が少ない府県」をベースに新規加入者数を比較すると、「時間数が多い府県」は１．５４倍、「時間数が中間の県」は１．２２倍。

戸別訪問の時間を着実に確保している府県ほど、新規加入実績を上げている。

２　特別対策地域指定の効果

令和５年度においては重点県等を廃止し、加入推進が遅れており、対応を強化すべき１府５県の市町村・ＪＡ地域を特別対策地域として指定した。

特別対策地域においては、基金の担当役職員を設定するとともに、全国農業会議所、ＪＡ全中及び該当する県段階業務受託機関の担当者、該当市町村・ＪＡ地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設け、現地での意見交換をはじめとする特別活動を実施。

◎特別対策地域のある府県、特別対策地域以外と全国とを比較した新規加入者数の推移

区　分	令和４年度		令和５年度	前年度比
全　国	46.8人	→	45.1人	96.4%
特別対策地域のある府県	46.3人	→	50.0人	108.0%
上記以外	46.8人	→	44.4人	94.9%

※１都道府県当たりの平均新規加入者数で比較した。

◎特別対策地域のある府県の新規加入者数の推移

区　分		令和４年度		令和５年度	前年度比
全　国		2,198人	→	2,121人	96.4%
	青森県	69人	→	83人	120.3%
	茨城県	63人	→	95人	150.8%
	愛知県	35人	→	29人	82.9%
	京都府	28人	→	22人	78.6%
	高知県	22人	→	30人	136.4%
	福岡県	61人	→	41人	67.2%

１都道府県当たりの平均新規加入者数は、特別対策地域以外が対前年９４．９％であったのに対し、特別対策地域のある府県は１０８．０％と伸びている。

３　女性による加入推進の効果

（１）加入推進部長における女性の割合(多・少)からみた戸別訪問時間数の比較

加入推進部長数における 女性の割合①	戸別訪問の時間数の比較② ※少ない府県を１とする
女性の加入推進部長の割合が多い県 （上位1～10位）	１．２９倍
女性の加入推進部長の割合が少ない府県 （11位～45位）	１

（注）
・①は、府県別　[女性加入推進部長数(５カ年平均)／加入推進部長数(10 時間以上活動)]で算出
・②は、府県別　[戸別訪問時間(５カ年平均)／基幹的農業従事者数(60 歳未満)]で算出
・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
・女性加入推進部長は全国的にみてまだ配置がそれほど進んでおらず、中位・下位で有意に比較できないことから上位 10 位までとそれ以外の府県とに分類し、分析した。

（２）加入推進部長における女性の割合(多・少)からみた新規加入者数の割合の比較

加入推進部長数における女性の割合①	新規加入者数の割合② 上段:全体（下段:女性）	②の割合の比較 ※少ない府県を１とする
女性の加入推進部長の割合が多い県 （上位1～10位）	０．６９％ （０．２２％）	１．２７倍 （１．３１倍）
女性の加入推進部長の割合が少ない府県 （11位～45位）	０．５５％ （０．１７％）	１ （１）

（注）
・②は、府県別　[新規加入者数(５カ年平均)／基幹的農業従事者数（60 歳未満）]で算出

女性の加入推進部長の割合の多い県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間は１．２９倍、新規加入者数は、少ない府県と比較して全体で１．２７倍、女性で１．３１倍となっている。

令和５年度における新規加入実績の要因検証

令和６年７月
(独)農業者年金基金　企画調整室

１　市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較(全国の総時間数比較)

(単位：時間)

区　　分	Ｒ４年度	Ｒ５年度
調査対象農業委員会数	1,708	1,708
加入推進部長の指導的な活動時間	18,364	18,138（0.99倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	5,280	5,331（1.01倍）
制度の普及ＰＲ	3,207	3,441（1.07倍）
各種会議での働きかけ	2,366	2,368（0.99倍）
戸別訪問	7,511	6,998（0.93倍）

注１：業務指導等事業(Ｒ４年度、Ｒ５年度)の実績報告書を集計
注２：（　）は対前年度比較

【検証結果】

令和４年度と令和５年度の全国の活動状況を比較すると、「加入推進部長の指導的な活動時間」は約1.8万時間とほぼ同水準であった。

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行が令和５年５月８日にされ、活動の制約が解除されたが、令和５年度は、全国的に７月以降に農業委員の改選があり、各地での研修会等の開催が例年よりも遅れたことから、全体として加入推進部長の活動時間にも影響があったと考えられる。

活動項目別にみると、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「制度の普及PR」が増加している一方、「各種会議での働きかけ」及び「戸別訪問」がほぼ同水準で推移している。

２　新規加入実績が下がった市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較（１市町村当たり）

（単位：時間））

区　　分	Ｒ４年度	Ｒ５年度
加入推進部長の指導的な活動時間	41.4	33.2（0.80 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	9.9	8.7（0.88 倍）
制度の普及ＰＲ	7.3	5.0（0.68 倍）
各種会議での働きかけ	3.7	6.4（1.73 倍）
戸別訪問	20.5	13.1（0.64 倍）

注１：Ｒ５年度に５人以上減った 19 市町村の加入推進部長の活動実績を集計
注２：（　）は対前年度比較

【検証結果】

新規加入者実績が５人以上減少した市町村については、全体活動時間が前年度と比較して８割弱に減少している。
活動項目別にみると、「各種会議での働きかけ」が増加する一方、「戸別訪問」が約６割に減少している。
これについても農業委員の改選による活動時期の遅れが関係していると考えられる。

３　新規加入実績が伸びた市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較（１市町村当たり）

（単位：時間）

区　　分	Ｒ４年度	Ｒ５年度
加入推進部長の指導的な活動時間	29.4	33.0（1.12 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	12.0	9.8（0.82 倍）
制度の普及ＰＲ	4.7	6.2（1.32 倍）
各種会議での働きかけ	2.5	5.7（2.28 倍）
戸別訪問	10.2	11.3（1.11 倍）

注１：Ｒ５年度に５人以上伸びた 24 市町村の加入推進部長の実績を集計
注２：（　）は対前年度比較

【検証結果】

新規加入実績が５人以上伸びた市町村については、加入推進部長の指導的な活動時間が前年度と比較して約 1.1 倍に増加している。

活動項目別にみると、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が減少している一方、「制度の普及 PR」、「各種会議での働きかけ」及び「戸別訪問」が増加し、加入実績の増加に寄与したものと考えられる。

戸別訪問が増加している要因として、新農業委員による働きかけ対象者の拡充があると考えられる。

４　実績を上げている市町村と全国平均との活動実績の比較（Ｒ５年度）

（１）　市町村段階に設置している加入推進部長の活動実績（１市町村当たり）

（単位：時間）

区　　分	全国平均（Ｒ５年度）	Ｒ５年度実績が５人以上増加した市町村（Ｒ５年度）	Ｒ４年度・Ｒ５年度の両年度とも10人以上の加入実績のある市町村（Ｒ４年度・Ｒ５年度）
加入推進部長の指導的な活動時間	14.6	33.0（ 2.3倍）	41.2（ 2.8倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	4.3	9.8（ 2.3倍）	12.2（ 2.8倍）
制度の普及ＰＲ	2.8	6.2（ 2.2倍）	9.1（ 3.3倍）
各種会議での働きかけ	1.9	5.7（ 3.0倍）	9.6（ 5.1倍）
戸別訪問	5.6	11.3（ 2.0倍）	10.3（ 1.8倍）

注１：Ｒ４年度・Ｒ５年度の両年度とも10人以上の加入実績があり、加入推進部長を設置している市町村は 12 市町村

注２：（　）は全国平均との比較

（２）　１市町村当たり活動実績

区　　分	全国平均（Ｒ５年度）	Ｒ５年度実績が５人以上増加した市町村（Ｒ５年度）	Ｒ４年度・Ｒ５年度の両年度とも10人以上の加入実績のある市町村（Ｒ４年度・Ｒ５年度）
加入推進名簿掲載者数	58.0人	160.9人（ 2.8倍）	394.9人（ 6.8倍）
加入対策会議、研修会の開催	1.1回	1.3回（ 1.2倍）	4.2回（ 3.7倍）
戸別訪問を行った加入推進者の人数	3.7人	8.0人（ 2.2倍）	22.1人(5.9倍)
広報活動（農委便りへの掲載等）の実施回数	1.6回	2.2回（ 1.4倍）	3.5人（ 2.2倍）

注１：Ｒ４年度・Ｒ５年度の両年度とも10人以上の加入実績のある市町村は12市町村

注２：（　）は全国平均との比較

（３）　１ＪＡ当たり活動実績　（１県１ＪＡ含む）

区　　分	全国平均 （Ｒ５年度）	Ｒ５年度実績が５人以上増加した市町村 （Ｒ５年度）	Ｒ４年度・Ｒ５年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のある市町村 （Ｒ４年度・Ｒ５年度）
加入推進名簿掲載者数	100.8 人	183.4 人（ 1.8 倍）	417.6 人（ 4.1 倍）
加入対策会議、研修会の開催	1.3 回	2.0 回（ 1.6 倍）	6.5 回（ 5.0 倍）
戸別訪問を行った加入推進者の人数	2.5 人	2.9 人（ 1.1 倍）	12.5 人（ 5.0 倍）
広報活動（農協便りへの掲載等）の実施回数	2.5 回	4.0 回（ 1.6 倍）	11.0 回（ 4.5 倍）

注１：Ｒ４年度・Ｒ５年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のあるＪＡは 39 ＪＡ
注２：（ ）は全国平均との比較

【検証結果】

①　市町村段階業務受託機関に配置している加入推進部長の活動時間について全国平均と比較すると、
ア　前年度よりも新規加入者が５人以上伸びた市町村では、全体の活動時間が約２倍、活動項目別では「各種会議での働きかけ」が約３倍と大きくなっている。
イ　また、２年連続して一定の実績（10 人以上）がある市町村では、全体の活動時間が約３倍と大きく全国平均を上回っている。
　活動項目別において全ての項目について大きく全国平均を上回っており、「各種会議での働きかけ」が約５倍、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「制度の普及ＰＲ」が約３倍となっている。

②　市町村及びＪＡの活動実績を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者が５人以上伸びた市町村とＪＡ及び２年連続して一定の実績（10 人以上）を上げている市町村とＪＡとも、すべての活動項目において全国平均を上回っている。

③　実績を上げている市町村においては、新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行が令和５年５月８日にされ、活動の制約が解除されたが、令和５年度は、全国的に７月以降に農業委員の改選があり、各地での研修会等の開催が例年よりも遅れており、加入推進部長の活動時間に影響があった。ただし、そういった状況下にあっても、加入推進部長の積極的な指導活動の下、関係者間で協力しながら、加入対象者の把握・絞り込み、広報活動等を適切に実施し、戸別訪問につなげていく等、各加入推進活動を積極的に行っていると考えられる。

第５期中期目標期間における新規加入者の目標の設定について

制定：令和５年４月３日　５独農年企第１号
改正：令和６年４月１日　６独農年企第１号
独立行政法人農業者年金基金理事長通知

１　第４期中期目標における新規加入者の目標等

（１）平成30年度～令和４年度を対象期間とする第４期中期目標（平成30年４月１日　厚生労働省・農林水産省指示。以下「前中期目標」という。）においては、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を25％に、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17％に、それぞれ拡大することとされた。

（２）これを踏まえ、独立行政法人農業者年金基金は、業務受託機関と一体となった加入推進運動を展開するため、スローガン「加入者累計13万人早期達成３カ年運動」の下、毎年度の新規加入者の目標数（全体3,800人、うち20歳以上39歳以下の若い農業者2,800人、女性1,300人）の達成を目指した。

（３）また、加入者累計13万人を達成した令和３年度の後半以降は、スローガン「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」の下、毎年度の新規加入者の目標数（全体3,800人、若い農業者2,400人、女性1,000人）を目指して、加入推進運動を展開した。

（４）しかしながら、初年度の平成30年度、及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和元年度以降と、前中期目標期間中の新規加入者数は、終始、目標を下回り、かつ、減少傾向が続いた。

２　第５期中期目標における新規加入者の目標等

（１）基本的な考え方

①　令和５年度～９年度を対象期間とする第５期中期目標（令和５年３月３日　厚生労働省・農林水産省指示。以下「中期目標」という。）においては、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時までに、若い新規加入者（20歳以上39歳以下の新規加入者をいう。以下同じ。）を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保するという数値目標が示された。

②　一方、これまで、加入推進運動においては、スローガンとして「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を掲げて取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、取組は遅れており、それだけ地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知

る機会を損ない、そのメリットを享受する機会を損なっていることを認識する必要がある。

③　このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による遅れを取り戻しつつ、若い新規加入者及び女性の新規加入者の確保を重点として、着実に、加入者累計15万人を早期に達成できるよう、新規加入者の目標を設定し、当該目標の達成を目指す中で、中期目標の着実な達成を図ることとする。

④　また、新規加入者の目標は、過去の実績から、加入推進活動を強化することによって、実現することが可能な水準として設定する。

⑤　さらに、農業者の減少・高齢化が進む中で、年々、新規加入者の確保が難しくなる傾向にあることを踏まえて、年度毎に設定する。

⑥　ただし、各年度の数値目標については、前年度の目標未達成相当数を加える等、必要に応じて見直すこととする。

（２）加入推進運動のスローガン

中期目標において示された、若い新規加入者及び女性の新規加入者のさらなる拡大を図るため、若い農業者及び女性農業者への農業者年金制度の周知徹底を図る旨を明確にした上で、加入者累計15万人を早期に達成するための取組を強化して、加入推進運動を展開することとして、スローガンを、「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」とする。

（３）新規加入者の目標数

①　全国段階の目標数

（１）の基本的な考え方により、中期目標期間における年度毎の新規加入者の全国の目標数を令和５年度当初に設定していたところであるが、同年度の実績は前年度を下回る状況にある。

このまま年度当初に基金が提示した年度毎の目標数にした場合、中期目標が達成できない可能性があるため、令和６年度の目標数は、以下の通り令和５年度の目標数を引き続き適用することとする。

【若い新規加入者の目標数（単位：人）】

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
1,700	1,700	1,500	1,400	1,300

【女性の新規加入者の目標数（単位：人）】

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
1,000	1,000	900	900	800

【新規加入者全体(20歳以上64歳以下)の目標数(単位：人)】

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
3,000	3,000	2,700	2,600	2,500

② 都道府県段階の目標数

ア 北海道については、既に、加入推進が大きく進展し、加入率が約５割に達しており、他の都府県と比べ、加入推進活動の効果の発現が難しい状況にあることに鑑み、新規加入者数の近年の傾向（直近５カ年（平成29年度～令和３年度）の平均減少率）による年度毎の見込み値を基本として目標を設定する。

【若い新規加入者の目標数（単位：人）】

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
296	296	246	225	205

【女性の新規加入者の目標数（単位：人）】

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
180	180	143	143	113

【新規加入者全体(20歳以上64歳以下)の目標数(単位：人)】

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
428	428	346	311	280

イ 都府県については、年度毎に、全国目標からアの北海道の値を減じた値を、加入対象者数（＝基幹的農業従事者数－被保険者数）の都府県別ウエイトで按分した値を目標として設定する。

③ 市町村段階の目標

ア 市町村段階（市町村及びＪＡ）の目標については、各都道府県段階の業務受託機関において、②による当該都道府県の目標を、加入対象者数の当該都道府県に占める各市町村又はＪＡの割合を勘案して配分することを基本とし、当該数値、又は当該数値を上回る数値とする。

イ 数値が１未満となる市町村又はＪＡ（数値がゼロの市町村又はＪＡは除く。）については、それぞれ１名以上の新規加入者を目標数として設定する。なお、市町村及びＪＡは、相互に数値目標の整合性を図ることとする。

第５期中期目標期間における都道府県段階の業務受託機関への目標配分（全体）

１．北海道（過去の実績の推移に応じて算出）

都道府県		第４期中期目標		第５期中期目標期間の目標				
		前期３カ年	後期２カ年	R5	R6	R7	R8	R9
1	北海道	681	642	428	428	346	311	280

２．都府県（目標値から北海道枠を控除し、都府県別のターゲット対象者数でウエイト付け）

都道府県		第４期中期目標		第５期中期目標期間の目標					＜参考：ウエイト＞（加入対象者数の割合）
		前期３カ年	後期２カ年	R5	R6	R7	R8	R9	
2	青　森	167	176	143	143	130	127	123	0.0552
3	岩　手	96	89	73	73	67	65	63	0.0282
4	宮　城	69	61	51	51	47	46	44	0.0198
5	秋　田	75	70	61	61	56	55	53	0.0237
6	山　形	91	96	79	79	73	71	69	0.0307
7	福　島	100	96	82	82	75	73	71	0.0316
8	茨　城	159	158	128	128	117	114	111	0.0497
9	栃　木	106	108	88	88	81	79	76	0.0341
10	群　馬	81	78	64	64	58	57	55	0.0246
11	埼　玉	96	95	79	79	72	70	68	0.0303
12	千　葉	152	155	126	126	115	112	109	0.0488
13	東　京	33	36	30	30	27	26	26	0.0114
14	神奈川	52	57	46	46	42	41	39	0.0175
15	新　潟	85	82	67	67	62	60	58	0.0259
16	富　山	11	12	11	11	10	10	10	0.0042
17	石　川	14	16	13	13	12	12	11	0.0049
18	福　井	11	10	9	9	8	8	8	0.0034
19	山　梨	41	47	38	38	35	34	33	0.0147
20	長　野	109	117	96	96	88	86	83	0.0372
21	岐　阜	33	34	28	28	26	25	25	0.0108
22	静　岡	103	96	80	80	73	71	69	0.0308
23	愛　知	137	140	115	115	105	102	99	0.0444
24	三　重	29	31	25	25	23	22	22	0.0096
25	滋　賀	16	20	16	16	14	14	14	0.0059
26	京　都	27	31	25	25	23	22	22	0.0096
27	大　阪	20	20	17	17	16	15	15	0.0064
28	兵　庫	50	59	48	48	44	43	42	0.0186
29	奈　良	20	21	18	18	16	16	15	0.0067
30	和歌山	87	94	76	76	69	68	66	0.0293
31	鳥　取	27	26	21	21	19	19	18	0.0081
32	島　根	17	16	13	13	12	12	12	0.0050
33	岡　山	37	43	35	35	32	31	30	0.0133
34	広　島	28	32	27	27	25	25	24	0.0105
35	山　口	18	17	14	14	13	13	12	0.0053
36	徳　島	48	46	38	38	34	33	32	0.0144
37	香　川	25	26	21	21	20	19	19	0.0082
38	愛　媛	56	62	50	50	46	44	43	0.0191
39	高　知	65	69	56	56	51	50	49	0.0217
40	福　岡	110	118	99	99	90	88	85	0.0381
41	佐　賀	54	54	44	44	40	39	38	0.0169
42	長　崎	73	72	59	59	54	53	51	0.0229
43	熊　本	176	178	145	145	133	129	125	0.0562
44	大　分	42	38	31	31	28	27	27	0.0117
45	宮　崎	104	100	81	81	74	72	70	0.0313
46	鹿児島	118	110	90	90	83	80	78	0.0349
47	沖　縄	50	46	38	38	35	34	33	0.0145
都府県計		3,118	3,158	2,594	2,594	2,373	2,312	2,245	－
合計		3,800	3,800	3,022	3,022	2,719	2,623	2,525	－
（全国目標）		3,800	3,800	3,000	3,000	2,700	2,600	2,500	－

※　都府県ごとの目標値は、小数点以下を切り上げている。

第５期中期目標期間における都道府県段階の業務受託機関への目標配分（若い農業者）

１．北海道（過去の実績の推移に応じて算出）

都道府県		第４期中期目標		第５期中期目標期間の目標				
		前期３カ年	後期２カ年	R5	R6	R7	R8	R9
1	北海道	480	446	296	296	246	225	205

２．都府県（目標値から北海道枠を控除し、都府県別のターゲット対象者数でウエイト付け）

都道府県		第４期中期目標		第５期中期目標期間の目標					＜参考：ウエイト＞（加入対象者数の割合）
		前期３カ年	後期２カ年	R5	R6	R7	R8	R9	
2	青　森	122	112	80	80	71	67	62	0.0565
3	岩　手	64	53	39	39	35	32	30	0.0272
4	宮　城	50	40	30	30	27	26	24	0.0213
5	秋　田	52	45	35	35	31	29	27	0.0243
6	山　形	69	64	47	47	42	39	37	0.0331
7	福　島	63	52	39	39	35	33	31	0.0275
8	茨　城	133	109	78	78	70	66	61	0.0555
9	栃　木	85	71	52	52	46	44	41	0.0367
10	群　馬	68	52	38	38	34	32	30	0.0268
11	埼　玉	76	53	40	40	35	33	31	0.0279
12	千　葉	120	97	70	70	63	59	55	0.0497
13	東　京	25	22	16	16	14	13	12	0.0107
14	神奈川	43	37	25	25	23	21	20	0.0176
15	新　潟	62	50	37	37	33	31	29	0.0258
16	富　山	9	7	6	6	6	5	5	0.0040
17	石　川	9	9	7	7	6	6	6	0.0046
18	福　井	7	6	5	5	4	4	4	0.0029
19	山　梨	23	24	17	17	15	14	14	0.0119
20	長　野	80	72	52	52	47	44	41	0.0368
21	岐　阜	25	22	16	16	14	13	12	0.0109
22	静　岡	66	52	39	39	35	32	30	0.0272
23	愛　知	106	84	60	60	54	50	47	0.0423
24	三　重	21	18	13	13	12	11	10	0.0088
25	滋　賀	13	13	9	9	8	8	7	0.0060
26	京　都	21	18	13	13	12	11	11	0.0092
27	大　阪	14	11	8	8	8	7	7	0.0056
28	兵　庫	34	32	23	23	20	19	18	0.0159
29	奈　良	15	13	10	10	9	8	8	0.0066
30	和歌山	61	49	35	35	31	29	27	0.0243
31	鳥　取	19	16	12	12	11	10	10	0.0083
32	島　根	12	10	7	7	7	6	6	0.0050
33	岡　山	25	25	18	18	16	15	14	0.0127
34	広　島	21	19	15	15	14	13	12	0.0104
35	山　口	10	9	7	7	6	6	6	0.0047
36	徳　島	38	27	20	20	18	17	16	0.0137
37	香　川	18	15	11	11	10	9	9	0.0075
38	愛　媛	37	36	26	26	23	22	20	0.0179
39	高　知	54	46	33	33	29	28	26	0.0231
40	福　岡	86	76	58	58	51	48	45	0.0406
41	佐　賀	41	36	26	26	23	22	20	0.0182
42	長　崎	56	50	37	37	33	31	29	0.0261
43	熊　本	147	125	89	89	80	75	70	0.0633
44	大　分	29	24	17	17	16	15	14	0.0121
45	宮　崎	82	66	48	48	43	40	37	0.0335
46	鹿児島	78	62	46	46	41	38	36	0.0322
47	沖　縄	31	25	19	19	17	16	15	0.0128
都府県計		2,320	1,954	1,428	1,428	1,278	1,197	1,122	－
合計		2,800	2,400	1,724	1,724	1,524	1,422	1,327	－
（全国目標）		2,800	2,400	1,700	1,700	1,500	1,400	1,300	－

※　都府県ごとの目標値は、小数点以下を切り上げている。

第５期中期目標期間における都道府県段階の業務受託機関への目標配分（女性農業者）

１．北海道（過去の実績の推移に応じて算出）

都道府県		第４期中期目標		第５期中期目標期間の目標				
		前期３カ年	後期２カ年	R5	R6	R7	R8	R9
1	北海道	300	291	180	180	143	143	113

２．都府県（目標値から北海道枠を控除し、都府県別のターゲット対象者数でウエイト付け）

都道府県		第４期中期目標		第５期中期目標期間の目標					＜参考：ウエイト＞（加入対象者数の割合）
		前期３カ年	後期２カ年	R5	R6	R7	R8	R9	
2	青　森	56	41	48	48	44	44	40	0.0574
3	岩　手	34	21	25	25	23	23	21	0.0294
4	宮　城	24	13	16	16	15	15	14	0.0193
5	秋　田	22	13	17	17	15	15	14	0.0196
6	山　形	27	20	23	23	21	21	19	0.0275
7	福　島	34	21	25	25	23	23	21	0.0303
8	茨　城	51	36	40	40	37	37	34	0.0486
9	栃　木	35	24	28	28	26	26	24	0.0341
10	群　馬	25	18	21	21	19	19	18	0.0249
11	埼　玉	28	20	24	24	22	22	20	0.0286
12	千　葉	48	34	40	40	37	37	34	0.0487
13	東　京	8	6	8	8	7	7	7	0.0091
14	神奈川	14	11	14	14	13	13	11	0.0159
15	新　潟	23	14	17	17	16	16	14	0.0202
16	富　山	3	2	3	3	3	3	3	0.0036
17	石　川	4	3	4	4	4	4	3	0.0042
18	福　井	3	2	3	3	3	3	2	0.0027
19	山　梨	14	11	13	13	12	12	11	0.0153
20	長　野	40	30	36	36	33	33	30	0.0430
21	岐　阜	12	8	10	10	9	9	9	0.0117
22	静　岡	34	22	27	27	25	25	23	0.0321
23	愛　知	48	36	42	42	39	39	35	0.0505
24	三　重	9	6	8	8	7	7	7	0.0088
25	滋　賀	4	4	5	5	4	4	4	0.0050
26	京　都	7	6	8	8	7	7	6	0.0087
27	大　阪	6	4	5	5	5	5	5	0.0060
28	兵　庫	16	12	15	15	14	14	12	0.0174
29	奈　良	6	5	6	6	5	5	5	0.0064
30	和歌山	30	24	27	27	25	25	23	0.0328
31	鳥　取	8	5	6	6	6	6	5	0.0067
32	島　根	5	3	4	4	4	4	4	0.0044
33	岡　山	11	9	11	11	10	10	9	0.0123
34	広　島	9	7	8	8	8	8	7	0.0097
35	山　口	7	4	5	5	5	5	4	0.0056
36	徳　島	16	11	14	14	13	13	11	0.0159
37	香　川	8	6	7	7	7	7	6	0.0082
38	愛　媛	17	13	15	15	14	14	12	0.0174
39	高　知	19	15	18	18	16	16	15	0.0208
40	福　岡	35	28	33	33	31	31	28	0.0401
41	佐　賀	20	14	16	16	15	15	14	0.0189
42	長　崎	25	18	21	21	19	19	18	0.0250
43	熊　本	57	44	51	51	47	47	42	0.0611
44	大　分	13	8	10	10	9	9	8	0.0115
45	宮　崎	36	25	29	29	27	27	25	0.0349
46	鹿児島	37	25	30	30	28	28	25	0.0357
47	沖　縄	10	7	9	9	8	8	7	0.0098
都府県計		998	709	845	845	780	780	709	－
合計		1,300	1,000	1,025	1,025	923	923	822	－
（全国目標）		1,300	1,000	1,000	1,000	900	900	800	－

※　都府県ごとの目標値は、小数点以下を切り上げている。

令和６年度における農業者年金加入推進の取組方針

（令和６年４月１日付　６独農年企第２号）

Ⅰ　基本的な方針

１　加入推進をめぐる状況と課題

（１）前中期目標期間における実績と課題

平成30年度～令和４年度を対象期間とする第４期中期目標（平成30年３月１日 厚生労働省・農林水産省）（以下「前中期目標」という。）においては、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を25％に、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17％に、それぞれ拡大することとされた。

これを踏まえ、加入推進活動においては、スローガン「加入者累計13万人早期達成３カ年運動」の下、毎年度の新規加入者数の目標（全体3,800人、うち若い農業者2,800人、女性1,300人）の達成を目指し、また、加入者累計13万人を達成した令和３年度の後半以降は、スローガン「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」の下、毎年度の新規加入者数の目標（全体3,800人、うち若い農業者2,400人、女性1,000人）を目指して取り組んできた。

しかしながら、初年度の平成30年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和元年度以降と、前中期目標期間中、終始、新規加入者数は目標を下回り、かつ、減少傾向が続いた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、厳しい状況下であっても、着実に新規加入者の確保を図り、目標を達成している市町村・ＪＡ地域が存在するのも事実である。こうした地域においては、加入推進部長等がリーダーシップを発揮して、加入推進名簿を更新・活用して戸別訪問を行うなど基本的な対応が計画的かつ着実に取り組まれていることや、関係機関・団体等の連携強化やＳＮＳ等を活用した広報活動など様々な工夫した取組が推進されていることを再認識し、このような取組の着実な実施、拡大を促進することが重要である。

（２）中期目標期間における加入推進のさらなる課題

①　中期目標の着実な達成

令和５年度～９年度を対象期間とする第５期中期目標（令和５年３月３日 厚生労働省・農林水産省）（以下「中期目標」という。）においては、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時までに、若い新規加入者（20歳以上39歳以下の新規加入者をいう。以下同じ。）を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保するという数値目標が示されている。また、その達成のために、加入推進の取組方針を定め、都道府県毎に新規加入者数に関する目標を設定し、当該目標の達成を目

指して加入推進活動を行うことや、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者を支援する農業内外の関係機関・団体等との連携強化を図ること等が求められている。

② 加入者累計15万人の早期達成に向けた加入推進の強化

一方、（１）のとおり、これまで、加入推進運動においては、スローガンとして「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を掲げて取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、取組は遅れており、それだけ地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知る機会を損ない、そのメリットを享受する機会を損なっていることを認識する必要がある。一人でも多くの農業者が少しでも早く、農業者年金を知り、有効に活用できるよう、より一層取組を強化する必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による遅れを取り戻しつつ、若い新規加入者及び女性の新規加入者の確保を重点として、加入者累計15万人を着実に早期に達成できるよう、新規加入者数の目標を設定し、当該目標の達成を目指す中で、中期目標の着実な達成を図ることが必要である。

２　加入推進運動のスローガンと年度毎の数値目標

（１）加入推進運動のスローガン

中期目標において示された、若い新規加入者数及び女性の新規加入者数のさらなる拡大を図るため、若い農業者及び女性農業者への農業者年金制度の周知徹底を図る旨を明確にした上で、加入者累計15万人を早期に達成するための取組を強化し、加入推進運動を展開することとして、以下のとおりとする。

【スローガン】

若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動

（２）新規加入者の目標数

【全国の目標数】

新規加入者数の年度毎の目標については、「第５期中期目標期間における新規加入者の目標の設定について」（令和６年４月１日 ６独農年企第１号 独立行政法人農業者年金基金理事長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による遅れを取り戻しつつ、加入者累計15万人を着実に早期に達成できるよう、また、実現可能性や農業者の減少・高齢化の状況を踏まえて設定したが、令和５年度の実績は前年度を下回る状況にある。

このまま年度当初に基金が提示した年度毎の目標数にした場合、中期目標が達成できない可能性があるため、令和６年度の目標数は、以下の通り令和５年度の目標数を引き続き適用することとする。

なお、令和７年度の数値目標については、令和６年度の新規加入者数の状況を見極めつつ、前年度の目標未達成相当数を加える等、必要に応じて見直すこととする。

○若い新規加入者の目標数（単位：人）

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
1,700	1,700	1,500	1,400	1,300

○女性の新規加入者の目標数（単位：人）

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
1,000	1,000	900	900	800

○新規加入者全体（20歳以上64歳以下）の目標数（単位：人）

令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
3,000	3,000	2,700	2,600	2,500

【都道府県段階の目標数】

① 北海道については、既に加入推進が大きく進展し、加入率が約５割に達しており、他の都府県と比べ加入推進の効果の発現が難しい状況にあることに鑑み、新規加入者数の近年の傾向（直近５カ年（平成29年度～令和３年度）の平均減少率）による年度毎の見込み値を目標数として設定する。

② 都府県については、年度毎に、全国目標から①の北海道の値を減じた値を、加入対象者数（＝基幹的農業従事者数－被保険者数）の都府県別ウエイトで按分した値を目標数として設定する。

③　令和５年度当初に各都道府県における中期目標期間５か年分の目標数を基金から示しているが、令和６年度の新規加入者の目標数は、令和５年度の目標数を引き続き適用することとする。

なお、令和７年度以降の各年度の目標数については、令和６年度の新規加入者数の状況を見極めつつ検討する。

【市町村段階の目標数】

市町村段階（市町村及びＪＡ）の目標数については、各都道府県段階の業務受託機関（都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会をさす。）において、各都道府県段階の目標を、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）が提供する各市町村別の目標設定参考データを勘案して配分することを基本とし、当該数値、又は当該数値を上回る数値

とする。

また、算出される数値が１未満となる市町村又はＪＡ（数値がゼロの市町村又はＪＡは除く。）については、それぞれ１名以上の新規加入者を目標数として設定する。なお、市町村及びＪＡは、相互に数値目標の整合性を図ることとする。

なお、令和６年度の新規加入者の目標数は、令和５年度に登録していただいている目標数を引き続き適用することとする。

３　目標達成に向けた基本的な取組の方針

（１）若い農業者及び女性農業者の加入の拡大に向けた働きかけ

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、以下のとおり、加入推進の重点対象に対して、農業者年金のメリット等の周知活動を強化し、加入の働きかけを実施する。

【加入推進の重点対象】

① 中高年の経営主の加入への働きかけや既加入者等をきっかけとした、配偶者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者への働きかけ

② 農業関係団体等と連携した新規就農者をはじめとした若い農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした若い農業者への働きかけ

③ 女性農業者関係団体等と連携した女性農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした女性農業者への働きかけ

④ 政策支援の要件を満たす者への政策支援加入や保険料２万円未満加入者の政策支援加入への働きかけ

【農業者年金のメリット】

○農業者であれば広く加入できる公的な年金であること
○積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと
○保険料の額（２万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は１万円）～６万７千円）は自由に決められ、いつでも見直せること
○終身年金で、80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること
○全額社会保険料控除など、税制上の優遇措置が大きいこと
○一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

（２）加入推進を担う者の意識・知識の向上

農業者年金は、広く農業者なら加入でき、農業者の老後を支える重要な公的な年金であるにもかかわらず、いまだに農業者年金のことを知らないという農業者の割合が多いという現実があり、それが新規加入者数の伸び悩みや加入率の地域差にも結果として出ていると考えられる。

地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知り、理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、農業委員会関係者、ＪＡ関係者をはじめとする農業者年金の加入推進を担う者（Ⅱの１の（１）参照）の対応にかかっている。加入推進を担う者は、こうした意識を強く持って、加入推進特別研修会をはじめとする各種研修会に着実に参加して、知識の向上を図る。

（３）業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携強化

農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっている。

このため、全国段階・都道府県段階・市町村段階の各段階における農業委員会組織とＪＡ系統組織においては、それぞれの各組織内における各関係部署間の連携や、農業委員会組織とＪＡ系統組織の連携のより一層の強化を図って取組を推進する。

また、農業内外の関係機関・団体等（別添１参照）との連携強化を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

（４）加入推進の計画的かつ着実な実施に向けた基本的な対応の徹底

市町村段階の業務受託機関（市町村農業委員会及び農業協同組合（ＪＡ）をさす。）は、Ⅱの取組は加入推進における基本的な対応との認識の下、その着実な実行に努める。

都道府県段階の業務受託機関は、Ⅲの取組により自ら加入推進を行うとともに、市町村段階においてⅡの取組が着実に実行されるよう対応を徹底する。

全国段階の業務受託機関（全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会をさす。）は、Ⅳによりそれぞれの組織における加入推進活動に対する支援・協力、広報の企画・実施等を図る。

基金は、Ⅴにより、業務受託機関に対する各種研修・会議や広報資材の提供、支援・協力、主務省等関係機関への協力要請等を行い、各業務受託機関の加入推進活動を推進する。

（５）特別対策地域の指定と対応

若い農業者又は女性農業者の新規加入者数の実績が、近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・ＪＡ地域等の中から、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、数カ所を特別対策地域に指定し、基金、全国農業会議所、ＪＡ全中、当該都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して、中期目標期間中に、若い農業者及び女性農業者をはじめとした新規加入者の拡大が図られるよう、特別対策を実施す

る（Ⅵ参照）。

Ⅱ　市町村段階における取組

１　加入推進を担う者の意識・知識の向上

（１）業務受託機関をはじめとした加入推進を担う以下の者（以下「加入推進を担う者」という。）は、地域の農業者が農業者年金について理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、当該加入推進を担う者の対応にかかっていることを強く認識し、農業者年金に係る知識の向上を図ることが重要である。

【加入推進を担う者】

加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、ＪＡ役員、ＪＡ組合員組織の担当者、以上のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等

（２）このため、加入推進を担う者は、都道府県段階の業務受託機関等が開催する加入推進特別研修会をはじめとする各種研修会に積極的に参加する。また、市町村段階での研修会も開催して、加入推進を担う者が一人でも多く意識・知識の向上を図る機会が確保できるよう対応する。

なお、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間等の時期を考慮して、各種研修会等は、年度の早い時期に（農業委員の改選がある場合は、改選後速やかに）、又は農業委員会総会等の機会を活用して開催する等効果的なタイミングで開催するようにする。

２　加入推進部長の設置と対応

（１）市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関からの加入推進部長の推薦依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式１号）を年度当初に作成・提出する。

（２）加入推進部長は、加入推進を担う者の中から、農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つ者で、以下の役割と活動を担う適正な者を、行政部局等が有する情報も参考にして選定（ただし、単に農業委員会やＪＡの役員等肩書きだけでは選定しない。）し、当該者に、以下の加入推進部長の役割等を説明し、了解を得た上で推薦する。

【加入推進部長の役割と活動】

① 加入推進活動のリーダーとして、「加入推進部長推薦・加入推進活動計画」（様式１号）の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たす。

② 加入推進班のメンバーである地域の農業委員や農地利用最適化推進委員等との情報交換、加入推進活動の働きかけ・サポートを行う。

③ 加入推進部長自らも、新規就農者をはじめとする若い農業者や女性農業者、認定農業者等が参加する各種会議等での制度の説明、戸別訪問への同行等の活動を積極的に行う。

（３）都道府県段階の業務受託機関により設置が認められた加入推進部長は、活動終了時に、「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式２号）を作成し、都道府県段階の業務受託機関の提出期限までに提出する。

３　加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表の策定

（１）農業委員会とＪＡの両業務受託機関は、相互に連携して、加入推進体制や加入推進名簿の整備、加入推進強化月間の設定、戸別訪問の実施等、加入推進に係る計画について検討した上で、それぞれ「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第７号）に記入し、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第２号、以下「管理表」という。）を策定する。

（２）両業務受託機関は、相互に連携して、当該管理表に基づいて、着実に加入推進活動を実施する。

（３）また、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、管理表を提出（６月末日まで及び11月末日までの２回）するとともに、当年度の実績を記載して、提出（翌年度の５月31日まで）する。

４　加入推進班等の整備

加入推進を担う者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。または、加入推進部長のほか、加入推進を担う者の中で、地区別担当者等、加入推進活動における役割分担・責任関係を明確にして、連絡体制を整備するなど、加入推進が着実かつ機動的に実行できる体制を整備する。

５　業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

（１）加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とＪＡとの相互連携の下で実施する。

（２）また、農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっている。

このため、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、ＪＡにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化し、新規就農者や女性農業者が集う機会の情報等を共有し、こうした機会を有効に活用する。

（３）さらに、農業内外の関係機関・団体等（別添１参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のＰＲを行う機会を増やす。

例えば、若い農業者や女性農業者等をメンバーとする団体や組織等との連携や農業経営・就農支援センターとの連携、その他農業大学校等で情報提供するなど将来の就農者も見据えて、関係機関等の連携を図る。

また、若い農業者等の中には、飲食店をはじめとする各種商業等と兼業している者もおり、商工会や税務関係者、コンサルタント等農業外の関係機関・団体等との連携も強化する。

６　加入推進名簿の整備・更新

（１）農業委員会及びＪＡは、それぞれの組織が定めている個人情報に係る規程を踏まえつつ、それぞれが有する農業者の情報のほか、連携している各組織内の他部署や関係機関・団体等を通じて得た情報等を活用して、以下のとおり、加入推進名簿を作成（様式例３）する。

① 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報や農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとしつつ、市町村の関係部署や農業関係機関等と連携して、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「地域計画」の地域内の農業を担う者リスト、家族経営協定の締結リスト、ＪＡ生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成する。

② ＪＡは、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成する。

（２）加入推進名簿の更新・整備の際には、過去の戸別訪問や働きかけの状況等について記載した「農業者年金加入推進記録簿」（様式例４）、（以下「記録簿」（様式例４））という。）の有用な情報や、農業内外の連携した取組による説明会等の機会で得た新規就農者等の新たな情報を記入して、 戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にし、今後の加入推進活動に活用する。

7　戸別訪問先の選定

農業委員会とＪＡはⅠの３の（１）の【加入推進の重点対象】を念頭に、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、かつ、個人情報に係る規程を踏まえつつ、加入推進名簿に基づき今年度の戸別訪問対象者を選定し、連携した戸別訪問の実施のためのリストを作成する。

8　加入推進対策会議の実施

（１）管理表に基づいた年間の活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動について、農業委員会関係者やＪＡ関係者等の加入推進を担う者で打合せを行うための加入推進対策会議を開催する。

（２）加入推進対策会議は、四半期毎を目途に開催して、管理表等により、加入推進活動の進捗状況等の検証を行い、その際、戸別訪問を行っていない加入対象者がいないか確認、把握し、その対応等についても協議する。

（３）加入推進対策会議における検証や協議の内容について、農業委員会総会やＪＡ役員会等で報告し、各組織の幹部を含めて情報共有を図り、若い農業者及び女性農業者等の加入推進の強化に向け、必要な対応を図る。

9　加入推進活動の展開

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大等を図る観点から、Ⅰの３の（１）の【加入推進の重点対象】を念頭に置いて、以下の加入推進活動を展開する。

（１）各種説明会等を活用した制度説明・ＰＲ活動の展開

① 農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、ＪＡの青年組織・女性組織・生産組織の会合、普及指導の会合、農業大学校関係者の会合、説明会、授業等、ＪＡグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、４Hクラブその他農業者の会合等を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

② ＪＡにおいては、ＪＡ青年組織の役員や部員、ＪＡ女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

③ また、農業外の関係機関・団体等との連携の下で、商工会の会合や税務相談会、年金相談会等の機会を活用して、制度内容の説明やチラシ・

パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

④ なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

（２）広報ＰＲ活動の展開

各種会合・研修会等でのチラシ・パンフレットの配布のほか、市町村の広報誌・農業委員会だより・ＪＡの組合員広報誌への記事等の掲載、ＪＡ窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報ＰＲ活動を展開する。

（３）加入推進強化月間及びその他の時期の取組

加入推進強化月間については、期限が11月15日となっている保険料前納納付申出の機会に社会保険料控除を活用したい農業者に対しても、農業者年金のメリットが十分伝わるよう、10月から11月の期間を含む期間に設定することを推奨する。

また、加入推進月間は、年末年始以降等の加入推進活動が活発化する時期に向けて弾みを付けるためのものと位置づけて、決して、加入推進活動が加入推進強化月間だけにとどまらないように十分注意し、加入推進を担う者等関係者に周知する。

（４）戸別訪問の実施

① ７により選定した戸別訪問先等に対して、４で整備した加入推進班等は、チラシ・パンフレット等のＰＲ資材を持参して、丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場に配慮して対応する。

② 戸別訪問のメンバーについては、戸別訪問先の家族構成や経営状況を踏まえて、訪問先となじみの深い加入推進を担う者等関係者を同行させる。また、訪問先に対する専門的観点からのアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める等、柔軟かつ効果的に対応するよう配慮する。

③ 後継者や配偶者等が加入対象者である場合は、親などの経営主の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつわかりやすい説明に努め、特に、若い農業者に対しては、政策支援（国庫補助）のほか、令和４年１月より、若い農業者における

下限保険料が引き下げられる等の制度改正が行われたことを説明する。

④ 一方、加入対象者が経営主の場合は、その配偶者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者の存在を確認の上、併せて、チラシ・パンフレット等のPR資材を配布・説明する等、経営主等をきっかけとした加入対象者の拡大に努める。

（５）戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を、記録簿（様式例４）に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とＪＡ間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者に加入の意思がある場合、農業委員会とＪＡが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、記録簿（様式例４）の記載内容を基に加入推進名簿（様式例３）の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に活用する。

Ⅲ　都道府県段階の業務受託機関の取組

１　加入推進活動計画の策定等

（１）都道府県農業会議とＪＡ中央会等の両業務受託機関は、若い農業者及び女性農業者等の加入の拡大を図る観点から、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の目標設定参考データを参考に、各市町村の新規加入者目標数を設定するとともに、加入推進月間や担当者会議、研修会、加入推進活動の点検・フォローアップ等の加入推進活動についての「加入推進活動計画（様式例５）」を策定し、６月末を目途に基金に提出する。

（２）両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、同計画の市町村段階の業務受託機関への周知及びその着実な実施に努める。

（３）加入推進強化月間については、加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として２期（上期・下期）に分けて設定する。

（４）加入推進の重点活動市町村・ＪＡの設定については、基金から示される「市町村別加入対象者数一覧表」を踏まえ、加入対象者数が多い市町村・ＪＡを重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的に加入推進活動を実施する。

（５）市町村段階の業務受託機関が作成した管理表の点検・フォローアップは、

都道府県段階の業務受託機関の最も重要な取組事項であると認識して、市町村段階の業務受託機関が作成した管理表を遅くとも６月末までを目途に把握した上で、当該管理表に基づく取組の進捗状況を定期的に点検する。取組が遅れている等問題のある業務受託機関については、出向いて加入推進を担う者に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

２　業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

（１）農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっているため、市町村段階の業務受託機関においては、農業委員会とＪＡとの連携は当然のことながら、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、ＪＡにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化する等の対応が重要となっている。このため、都道府県農業会議やＪＡ中央会等の都道府県段階の両業務受託機関は、相互の連携強化を図るとともに、それぞれの傘下組織内・間の連携強化の促進に努める。

（２）また、農業内外の関係機関・団体等（別添１参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のＰＲを行う機会を増やす。

例えば、若い農業者や女性農業者等をメンバーとする団体や組織等との連携や農業経営・就農支援センター、普及指導センターとの連携、その他農業大学校等で情報提供するなど将来の就農者も見据えて、関係機関等の連携を図る。また、若い農業者等の中には、飲食店をはじめとする各種商業等と兼業している者もおり、商工会や税務関係者、コンサルタント、その他幅広い農業外の関係機関・団体等との連携も強化する。

３　加入推進活動の展開

（１）加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会については、これまでの開催結果等を踏まえて、各都道府県・地域の実情を勘案したものとなるよう、各都道府県段階の業務受託機関が主導して、基金と協議しつつ、以下のとおり実施する。

なお、研修会は、現場の要望に応じて、近隣の都道府県との合同開催等も可能とする。

【開催時期】

役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期、過去の加入推進特別研修会のアンケート結果等を考慮しつつ、極力早めの時期（９月までを目処）に開催するよう調整し、基金に５月末まで（７月以前に開催を希

望する場合は４月15日まで）に開催希望日を報告する。

【研修項目等】

研修項目は、以下のア～ウは必須とし、これに加えて、エ～キのいずれかを取り入れて行う。

ア　都道府県段階の業務受託機関による、制度説明用ＤＶＤ及び推進用ＤＶＤ等を活用した農業者年金制度の説明

イ　都道府県段階の業務受託機関による当該年度の若い農業者や女性農業者等の加入推進に向けた加入推進活動計画の発表

ウ　基金による、中期目標及びこれを踏まえた加入推進活動の概要、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等加入推進を強化する上で有効な補足的な情報の提供

エ　外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明

オ　加入推進を担う者等からの事例発表、参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取組を行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取組意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）

カ　家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明

キ　その他　都道府県域独自での加入推進研修の企画

具体的な研修内容については、まずは各開催地の都道府県段階の業務受託機関において、地域の実情や前年度の研修会参加者に対するアンケート結果等を踏まえつつ、若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から検討し、基金と協議する。その上で、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含む。）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進めるなど、効果的な研修となるよう工夫する。

【参集範囲】

ア　研修の対象者については、加入推進部長や改選により新たに農業委員になった者及び女性農業委員を必ず対象とし、受給者組織役員、認定農業者組織役員、農業協同組合の生産組織役員・女性組織役員・青年組織役員、４Ｈクラブ役員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員等加入推進活動の実施又は協力が期待できる者を幅広く対象とすることを検討する。

イ　農業協同組合の職員については、農業者年金担当職員だけでなく、組合員組織担当職員や営農担当職員、年金に関係する職員（共済担当、ライフ・アドバイザー等）、地域農業の担い手に出向く職員（ＴＡＣ）

にも地域の実態に応じて参加を呼びかける。

ウ　開催市町村の農政担当部局、普及指導センター、農業大学校、地方農政局担当部局、政策金融公庫農業担当、４Ｈクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ等）、農業経営アドバイザー、税理士会、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士等制度の普及効果が期待できる者にも幅広く案内する。

なお、この研修会は、農業者年金制度の内容・加入推進の重要性について理解を深めるためのものであるが、あくまでも加入推進活動につなげることが前提であることから、その旨をあらかじめ案内文書等で周知し、同意いただける者を対象とする。

また、年度ごとにできるだけ研修参加者が入れ替わるよう留意する。

（２）制度説明会等を通じた加入対象者への働きかけ

① 農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用して、制度内容の説明や、チラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

② また、ＪＡ青年組織役員や４Ｈクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行い、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域のＪＡ青年組織役員については、ＪＡと連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

③ 基金において、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているのと同様に、都道府県段階の業務受託機関においても、ＪＡ青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

④　なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、ＪＡグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の

魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

⑤ その他、農業外の関係機関・団体等との連携の下で、商工会の会合や税務相談会、年金相談会、簿記講習会等の機会を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

（３）各種の広報媒体を活用したＰＲ活動の展開

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、Ⅰの３の（１）の【加入推進の重点対象】を念頭に、新聞・雑誌広告やラジオCMのほか、SNSの活用等、地域の実情を踏まえて各種媒体を活用して、加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も図るなど、効果的な広報ＰＲとなるよう工夫して取り組む。

また、こうした広報の実施に際しては、実施時期を関係者に前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会等で紹介するなど、その波及効果を最大限に活用するよう努める。

４　市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、１の(５)に記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した管理表について、原則として年度の上半期（６月末日まで）に把握して点検し、また、下半期（11月末日まで）にも管理表を提出させて点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

５　ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

Ⅳ　全国段階の業務受託機関の取組

１　加入推進活動に対する支援・協力

全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会の全国段階の両業務受託機関は、それぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対して、以下の支援・協力を実施する。

（１）都道府県段階等の業務受託機関による加入推進活動が効率的かつ効果的に実施されるようにするための会議・研修会を開催

（２）若い農業者及び女性農業者等への制度の普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画・実施

（３）都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

２　各組織における連携した取組の促進

農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっているため、例えば、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、ＪＡにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化する等の対応が重要となっている。また、農業内外の関係機関・団体等（別添１参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やすことが重要となっている。

このため、都道府県農業会議やＪＡ中央会等の都道府県段階の両業務受託機関は、相互の連携強化を図るとともに、それぞれの傘下組織内・間の連携強化の促進に努めることとしており、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会の全国段階の両業務受託機関は、それぞれの組織において、こうした連携強化の動きが促進されるよう対応する。

また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

Ⅴ　基金の取組

１　加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

（１）都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。

（２）都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。

（３）業務受託機関の加入推進を担う者等を対象とするデジタル技術も活用したセミナー等を開催する。

（４）全国６ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。

（５）ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

２　制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

３　業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

４　市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

５　広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱する。当該広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度改正を踏まえた制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

６　業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

７　農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、「農業者

年金制度の普及推進に向けた協力依頼について」（令和５年６月13日付け５経営第729号　農林水産省経営局長通知）（別添２）の内容を踏まえつつ、農業内外の関係機関・団体等との連携強化を促すための対応等、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、ＪＡの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

８　農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の目標設定参考データを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

９　委託費による事業の効果的な実施

基金は、業務指導委託費（都道府県段階の業務受託機関）及び業務委託手数料（市区町村段階の業務受託機関）の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じて見直すこととし、令和６年度においては、以下のとおり対応する。

（１）不用額が生じた場合は、委託費の減額措置を実施し（業務指導委託費、業務委託手数料）、激変緩和措置を従来どおりと（業務委託手数料）する。

（２）業務指導委託費の追加配分については、ＳＮＳや動画サイト等を活用した広報活動や農業内外の関係団体等との連携した取組など、若い農業者や女性農業者の加入推進を強化した取組に対して、予算の範囲内において、優先的に行う。

（３）業務委託手数料において、Ⅵの特別対策地域に指定された市町村・ＪＡ地域の取組に必要な経費を引き続き配分する。

また、特別対策地域に該当する都道府県段階の業務受託機関においては、特別対策地域に対する取組について、必要に応じ、追加配分をする。

Ⅵ　特別対策地域の設置・対応

中期目標期間初年度の令和５年度において、以下のように、加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村・ＪＡ地域等については「特別対策地域の設定と取組について」（令和６年４月１日　６独農年企第７号 独立行政法人農業者年金基金理事長通知）に基づき、特別対策地域として指定（別添３）し、中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう対応することとする。

１　若い農業者又は女性農業者の新規加入実績が近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・ＪＡ地域等の中から、

都道府県段階の業務受託機関と調整の上、数か所を特別対策地域に指定する。

2　特別対策地域毎に、基金の担当役職員を決めるとともに、全国農業会議所及びＪＡ全中の担当者、該当する都道府県段階の業務受託機関の担当者、該当市町村・ＪＡ地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設ける。

なお、当該チームの事務局は、原則、都道府県段階の業務受託機関とする。また、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関のメンバーについては、原則、各組織の事務局長及び担当部長、加入推進部長、女性農業委員等、加入推進活動を担う者をリードする責任者を含めることとする。

3　特別対策地域推進チームは、現地打合せ等を通じて、当該中期目標期間中に成果が出るよう計画を作成して取組を推進し、毎年度取組結果を検証し、必要な見直しを図りながら取組を推進する。

なお、検証の結果、必要に応じて対象市町村・ＪＡ地域の見直しを行うこともあり得る。

4　毎年度、担当者会議やブロック会議等の場において、特別対策地域に該当する都道府県段階の業務受託機関から取組状況を報告してもらい意見交換を行う。

5　改善が見られ、他地域の模範となる市町村・ＪＡ地域については、優良事例として紹介する。

Ⅶ　その他

この取組方針は、令和６年４月１日から適用する。

（別　添　１）

農業内外の関係機関・団体等

（JA 関係）
- JA の営農指導員・TAC・LA
- 年金協議会
- 青年組織（全国農協青年組織協議会役員等）
- 女性組織（ＪＡ全国女性組織・全国女性フレッシュミズ）
- （株）日本農業新聞
- （一社）家の光協会

（行政関係）
- 「家族経営協定」担当部局
- 普及指導センター
- 都道府県の男女共同参画課
- 新規就農の行政担当者
- 「地域計画」担当窓口
- 市町村の移住担当者　国民年金課所管
- 都道府県の記者クラブ
- 農業経営・就農支援センター
- 都道府県青年会議所・市町村青年会議所（商工会青年部）
- 障害者自立支援協議会（就労支援 B 型事業所）

（その他）
- ４H クラブ
- 農業大学校
- 全国農業委員会女性協議会役員等
- 税理士
- 社会保険労務士
- 日本 FP 協会（ファイナンシャルプランナー）
- 農業経営アドバイザー（日本政策金融公庫）
- その他加入推進を図る上で連携を図ることが必要と考えられる関係機関・団体等

令和6年度　農業者年金加入推進特別研修会 開催結果

	都道府県	開催地	開催日	研修内容		その他
				県内外の取組事例発表	外部講師等	
	青森県	青森市	7月17日(水)	○		
	岩手県	盛岡市	7月18日(木)	○		
	宮城県	名取市	8月9日(金)	○		
	秋田県	秋田市	7月18日(木)		ファイナンシャルプランナー	
	山形県	山形市	9月27日(金)	○		
	福島県	福島市	5月27日(月)	○	ファイナンシャルプランナー	
	茨城県	水戸市	8月2日(金)		ファイナンシャルプランナー	
	栃木県	宇都宮市	7月17日(水)		社会保険労務士	
◎	群馬県	前橋市	7月19日(金)	○		
◎	埼玉県	さいたま市	8月9日(金)		埼玉県農業会議　農業者年金普及員	
	千葉県	千葉市	9月17日(火)		社会保険労務士	
	神奈川県	横浜市	9月4日(水)		社会保険労務士	
	新潟県	新潟市	10月17日(木)	○		
	富山県	富山市	8月27日(火)		広域推進協力員	
	石川県	金沢市	6月6日(木)	○		
	福井県	福井市	8月6日(火)		ファイナンシャルプランナー	
	山梨県	甲府市	10月3日(木)		ファイナンシャルプランナー	
	長野県	松本市	9月19日(木)	○	社会保険労務士	
		長野市	9月20日(金)			
	岐阜県	岐阜市	7月19日(金)			パネルディスカッション実施
	静岡県	静岡市	9月26日(木)	○		
	愛知県	名古屋市	8月19日(月)		ファイナンシャルプランナー	
	三重県	津市	9月24日(火)		(株)ジーステラ　エンタープライズ	
	滋賀県	近江八幡市	7月31日(水)		税理士	
	京都府	舞鶴市	7月18日(木)	○		
	大阪府	大阪市	9月25日(水)		社会保険労務士	
	兵庫県	神戸市	9月12日(木)		ファイナンシャルプランナー	
	奈良県	桜井市	8月20日(火)	○	奈良県担い手・農地マネジメント課	
	和歌山県	和歌山市	7月31日(水)		社会保険労務士	
	鳥取県	倉吉市	7月30日(火)	○		
	島根県	出雲市	7月1日(月)		(一社)家の光協会	
	岡山県	岡山市	9月20日(金)	○	社会保険労務士	
	広島県	広島市	8月21日(水)	○		
	山口県	山口市	8月23日(金)		ファイナンシャルプランナー	
	徳島県	徳島市	9月10日(火)		ファイナンシャルプランナー	
	香川県	高松市	8月29日(木)		社会保険労務士	
	愛媛県	松山市	9月18日(水)		社会保険労務士	
	高知県	高知市	9月13日(金)	○	京都府農業会議	
	福岡県	福岡市	8月22日(木)		社会保険労務士	
	佐賀県	佐賀市	7月25日(木)		ファイナンシャルプランナー	
	長崎県	佐世保市	9月5日(木)	○		
		諫早市	9月6日(金)			
	熊本県	熊本市	9月12日(木)	○		
	大分県	大分市	8月28日(水)	○		
	宮崎県	宮崎市	8月20日(火)	○		
	鹿児島県	鹿児島市	7月3日(水)	○	ファイナンシャルプランナー	
	沖縄県	糸満市	7月10日(水)		社会保険労務士	

◎：ハイブリット開催（基金役職員は現地参加したが、参加対象者は現地参加者とWEB参加者）

令和6年度　女性農業委員等を対象とした研修会

都道府県農業会議	開催日	研修会名
青森県	12月9日（月）	あおもり農業委員会女性の会研修会
岩手県		
宮城県	6月26日（水）	宮城県市町村農業委員会女性研修会
秋田県		
山形県		
福島県	10月３日（木）	福島県女性農業委員会協議会
茨城県	２月５日（水）	いばらき農業委員会女性協議会研修会
栃木県		
群馬県		
埼玉県	２月10日（月）	埼玉県農業委員会女性協議会研修会
千葉県	3月17日（月）	千葉県女性農業委員の会
神奈川県		
新潟県	12月4日（水）	にいがた女性農業委員の会と新潟県JA女性組織組合員との合同研修会
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県	３月開催予定	山梨県農業委員会女性委員の会研修会
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府	10月22日（火）	京の農林女性ネットワークスキルアップ講座
大阪府		
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県	10月29日（火）	女性の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県	2月28日（金）	佐賀県農業委員会女性協議会研修会
長崎県	11月13日（水）	ながさき農業委員会女性ネットワーク研修会
熊本県	２月14日（金）	第2回　農業委員会女性委員研修会
大分県		
宮崎県	1月21日（火）	みやざき農業委員会女性ネットワーク研修会
鹿児島県		
沖縄県		

女性ブロック

東海・近畿	11月26日（火）	東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会

都道府県JA中央会	開催日	研修会名
新潟県	7月19日（金）	JA女性組織事務局研修会
	12月4日（水）	にいがた女性農業委員の会と新潟県JA女性組織組合員との合同研修会

その他

都道府県JA中央会	開催日	研修会名
広島県	12月2日～4日	県内農業委員・農地最適化推進委員ブロック研修会

今年度、以下の女性委員研修会では農業者年金の説明時間が設けられてないため,今後のご協力をお願いしたい。

北海道・東北	9月3日（火）	北海道・東北ブロック農業委員会女性委員研修会
関東	11月15日（金）	関東ブロック農業委員会女性委員研修会
北信越	10月28日（月）	北信越農業委員会女性委員研修会
中国・四国	11月7日～8日	中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会
九州・沖縄	11月20日～21日	九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会

令 和 7 年 2 月
企 画 調 整 室
加入推進グループ

オンラインセミナー参加申込者情報及びアンケート集計結果

1．参加申込者情報

参加申込者数：437（うち参加者数：361、参加率：82.6%）
（事前申込者数：328
当日参加者数：109※）
※自らは事前申込をせず、事前申込をした者から視聴ＵＲＬの提供を受け参加した者

（1）参加申込者詳細（当日参加の 109 は詳細不明のため除く）

① 性別

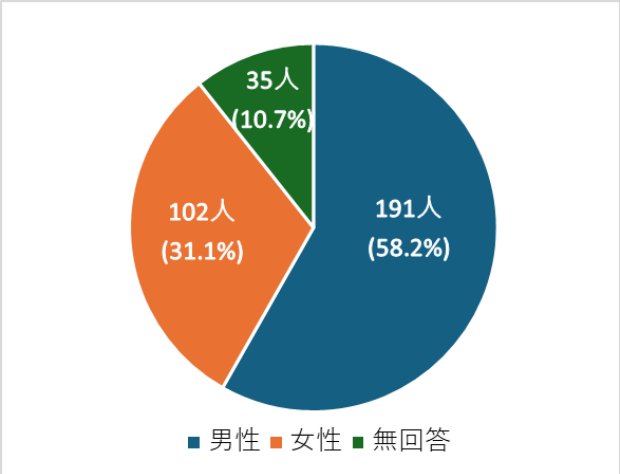

② 年齢

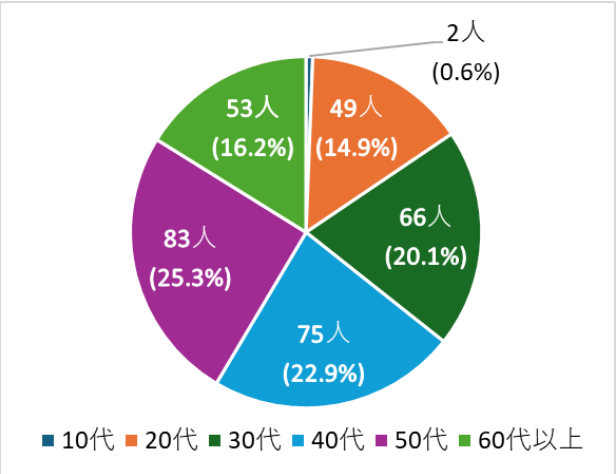

③ 属性

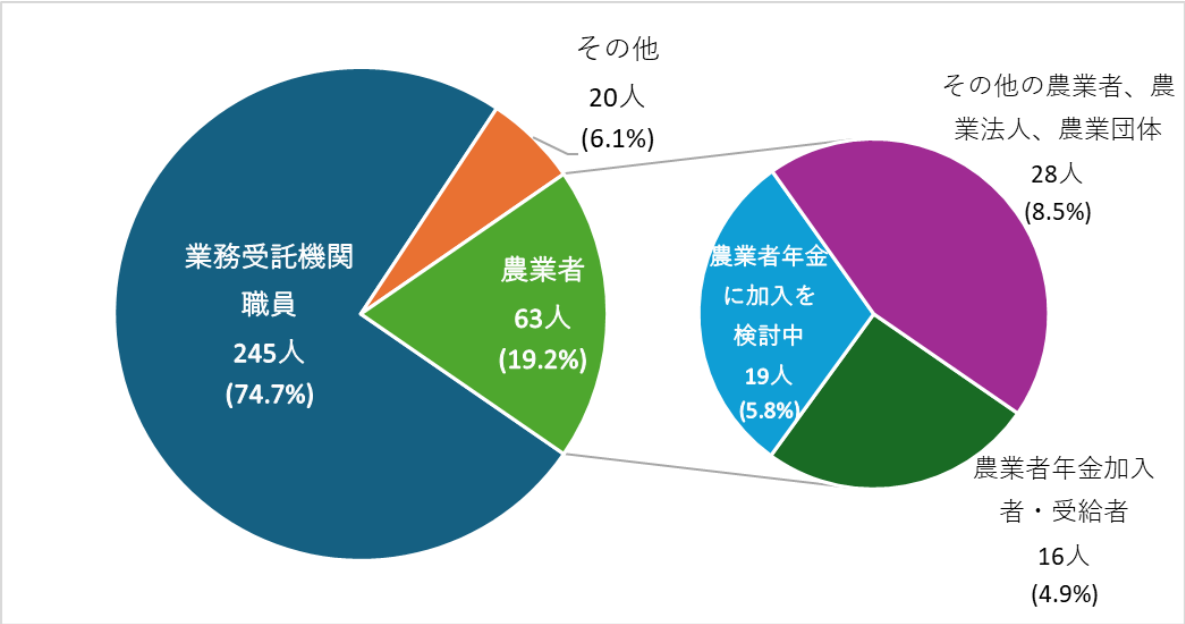

【その他の主なもの】
社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、農業大学校講師、報道、社会保障論を専門とする大学非常勤講師、農林水産省地方農政局県拠点、県農業技術指導所

（２）都道府県別の参加申込者数

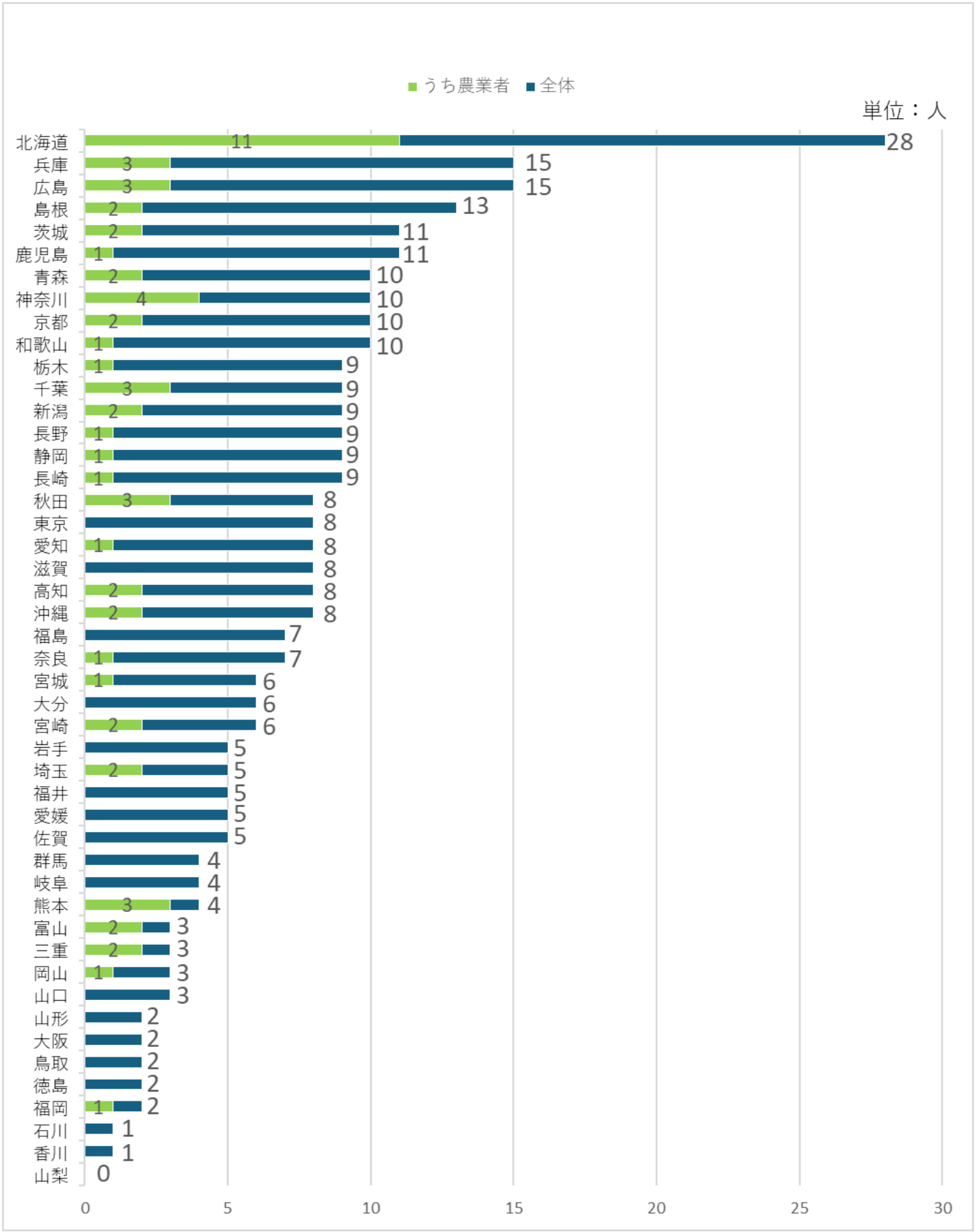

（３）セミナー開催は何で知ったか（複数選択可）

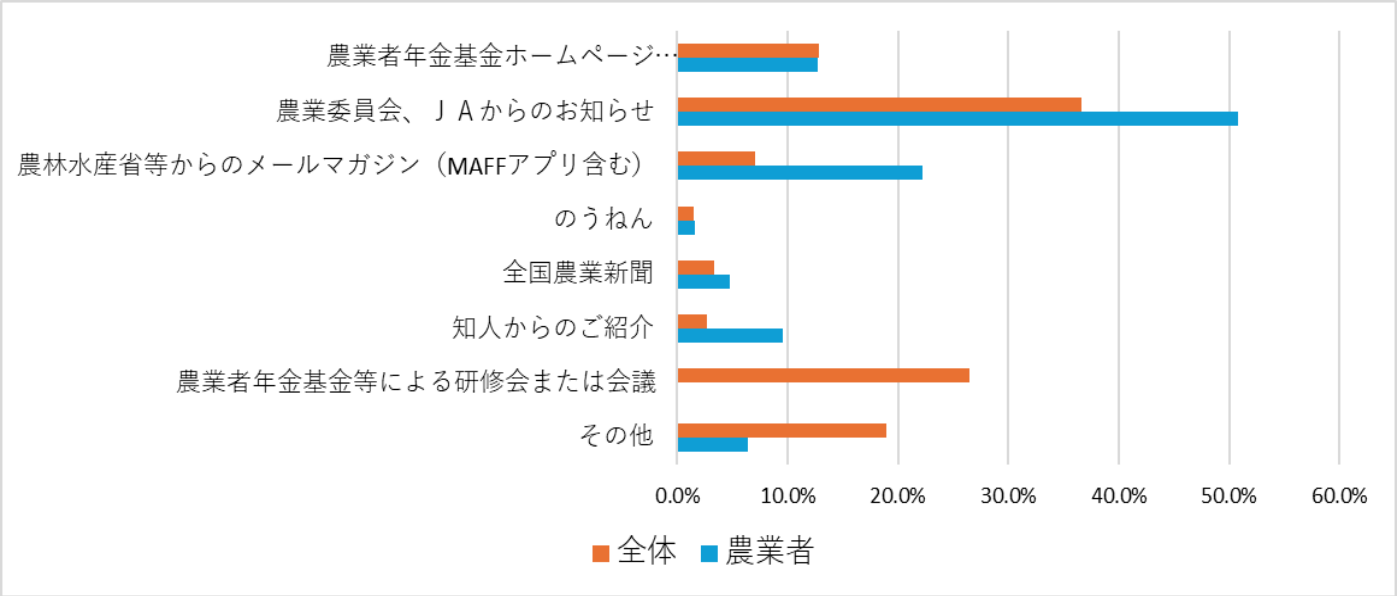

【その他の主なもの】
県段階受託機関からの通知やメール、(株)日本政策金融公庫　農林水産事業からのメルマガ、県有機農業研究会

２．アンケート結果

参加者数：361
回答者数：179
回答率　：49.6%

（１）回答者詳細（属性）

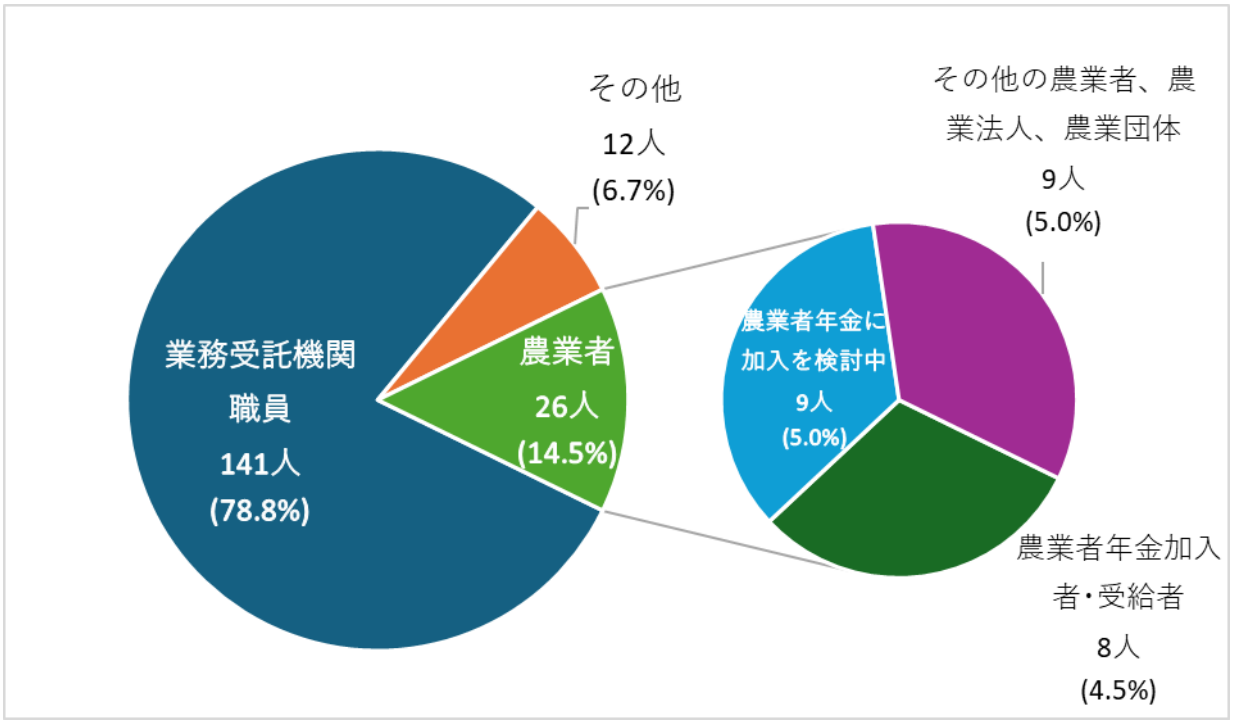

（２）セミナーに対する評価

①　満足度

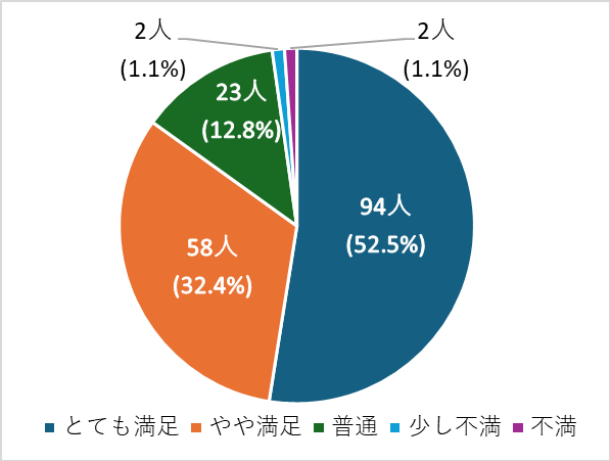

②　所要時間について

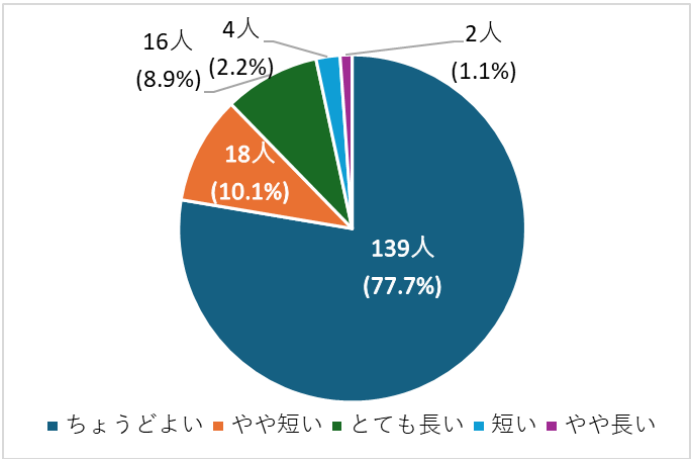

（３）今後、受講したいセミナーのテーマや内容（主なもの）

※　①～⑤までは、農業者からのご意見、それ以降は業務受託機関職員等からのご意見。

①　iDeCoとの差。

②　政策支援との兼ね合い、既にiDeCoやNISA加入時の場合などの今回の内容からさらに踏み込んだ内容も聴いてみたい。

③　相続と相続税対応での農地転用の注意点。

④　簿記や経営の事。

⑤　スマート農業。

⑥　年金額の算定方法の年金現価率の事と計算式の解説。

⑦　農業者年金とiDeCoやNISA等の他の年金制度等との比較及び農業者年金の優位性。（他にも同様の意見多数あり）

⑧　加入推進に関する事例報告会を受講したい。（他にも同様の意見多数あり）

⑨　農業者年金について、事例に基づいた、より詳しいお話しもお聞きしてみたい。

⑩　加入推進に携わる方（年金担当職員、加入推進部長、農業委員・推進委員）向けの加入推進方法のセミナー。トーク術、断られた時の対応、成功事例など。

⑪　農業者年金掛金の一括払いでの保険料控除の進め方などのセミナー。

⑫　特例付加年金や経営移譲年金について。

⑬　農業者の個人資金と事業資金を上手に分けるコツがあれば聞きたい。

⑭　15分程度で加入手続きを簡単に説明した動画があればいい。

⑮　これから年金受給する受給待機者向けのセミナー。

⑯　「加入するには」「受給するには」「死亡の時」など、テーマに分けて、シリーズ的に開催することを検討いただきたい。

⑰　実際に加入していた方の体験談や気になる人への周知方法などがあるとうれしい。

⑱　儲かる農業、海外へ向けたブランド化や付加価値の創造について。

⑲　農業者年金の窓口対応について。

⑳　ケーススタディも良いかも。

以上

農業者だけの特権です。

\知って得する！！/

農業者年金オンラインセミナー

参加費無料
事前登録制

～ほったらかし・低リスク投資で老後の資産形成
大きな税制優遇措置もある～

本セミナーでは、農業者年金の資産運用の特徴や大きな税制優遇措置などについて解説します。また、セミナー中は、リアルタイムで質問も受け付けます。

農業者年金や投資・運用などにご興味がある農業者の方は、この機会に是非ご参加ください！！

特にこんな農業者にオススメです！

1．農業者年金って聞いたことがあるけど、内容がよくわからない方
2．投資を始めたいけど、運用商品の選択が難しいと感じている方
3．有効な税制優遇措置をお探し中の方

開催日時

令和6年12月11日(水)
15:00-16:00

※1　Webでのオンライン開催（Zoomを使用）となりますので、PCやタブレットなどの端末及びインターネット回線が必要です。
※2　災害等の状況によっては、セミナー内容の変更又は中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
※3　農業者の仲間やご家族などをお誘い合わせの上、1つのPCで複数人でご参加いただくことも可能です。

講師

（株）GSTELLA ENTERPRISE（ジーステラ　エンタープライズ）
代表取締役　堀口（ほりぐち）　浩（ひろし）

32年間在籍した（一社）岐阜県農業会議で、農地制度、経営対策及び農業者年金等の各種事業、農業法人協会等農業経営者組織の運営を担当。その後、独立。これまでの知見を活かし、現在は農業経営に関するアドバイスや各種講演を行うなど幅広く活躍中。

平成18年5月　AFP（日本FP協会）
平成20年5月　経営専門相談員（全国農業会議所）
平成22年5月　農地専門相談員（全国農業会議所）
令和6年5月　（株）GSTELLA ENTERPRISE 設立

（主な著書（編集協力））「農業法人の設立」（全国農業会議所）
「農業法人化マニュアル」（全国農業会議所）
「よくわかる農家の青色申告」（全国農業会議所）

お申込み方法

以下の二次元コードを読み取っていただくか、下記URLにアクセスしていただき、予約フォームに必要事項を記入の上、お申込みください。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_A7ofmMwXTBWaLsIiY3ysHQ

先着500名様、限定！

申込締切：12月10日（火）まで（ただし、定員に達した場合は、申込みを締め切ります。）

申込みはお早めに！

※　受講方法等の詳細については、ご登録いただいたメールアドレス宛てにご案内いたします。

お問い合わせ
独立行政法人
農業者年金基金 企画調整室
☎ 03-5919-0332

農業者年金に関する詳細はHPをご覧ください。
https://www.nounen.go.jp/

令和７年２月
企画調整室
加入推進グループ

令和６年度ブロック会議での加入推進等に関する議論について集計結果（抜粋）

１．市町村段階業務受託機関への指導関係

（１）加入推進についてどのような指導を行っているか。

【主な内容】

① 業務受託機関担当者や農業委員等を対象とした研修会の開催
② 農業者を対象とした巡回相談会の開催
③ 各種会議・研修会の場で加入推進活動への協力を依頼
④ 重点市町村・JA を設定
⑤ 独自の加入推進マニュアルの作成
⑥ 市町村・JA への巡回指導
⑦ 普及資材の作成

（２）令和５年度新規加入実績の増減要因等に関するアンケート結果の増加要因や加入推進優良事例（過年度分含む）をご覧いただき、現在、既に実施している（１）の取組に＋αして実施したい、または新たに取り入れたい事例について。

【主な内容】

① ポスター広告の掲載
② WEB 広告、Spotify の音声広告
③ 若手農業者の「入門ゼミ」内で農業者年金制度やメリットを説明
④ 農業会議担当者が戸別訪問に同行
⑤ 政策支援加入について若手農業者・新規就農者に PR
⑥ 新たな啓発資料（パンフレット）の作成
⑦ ラジオ CM の実施
⑧ 婚活イベントでの制度説明
⑨ 青年部会合での制度説明
⑩ 事務局長があらゆる場面で制度 PR
⑪ チラシの全戸配布
⑫ 売上が大きい農業者へ対象を絞った加入推進活動
⑬ 税務相談会や確定申告準備時の推進
⑭ 投資信託や NISA、iDeCo 等を併せた案内

⑮　JA 職員を対象とした制度勉強会
⑯　DM に年金額試算表を同封
⑰　新規就農受入連絡会等での説明
⑱　加入推進グッズの作成・配布
⑲　デジタル技術（SNS 等）を活用した広報 PR
⑳　４H クラブ・認定農業者の集会でチラシ配布
㉑　農業委員会・JA・県段階担当者で意見交換の実施

（３）オンラインセミナーの周知について

２．県段階業務受託機関による広報活動について
（１）広報活動について
①現在行っている広報活動について
【主な内容】
①　チラシ・パンフレットの配布
②　普及資材の作成・配布（グッズ、チラシ・パンフレット等）
③　各種新聞への記事掲載
④　ラジオ CM
⑤　各種広報誌への記事掲載
⑥　各種イベント等でのチラシ配布、制度説明
⑦　WEB サイトへの PR 記事掲載
⑧　デジタルサイネージを活用した PR
⑨　バス広告（ラッピング含む）
⑩　WEB 広告（YouTube、Instagram、Google、Yahoo!、TVer 等）
⑪　加入推進部長の名刺を作成（裏面に加入要件・メリット等を掲載）

⑫　自組織のホームページ内に農業者年金コーナーを設置
⑬　各種メールマガジンの活用
⑭　TVCM

②広報活動として今後新たに取り組みたいものについて

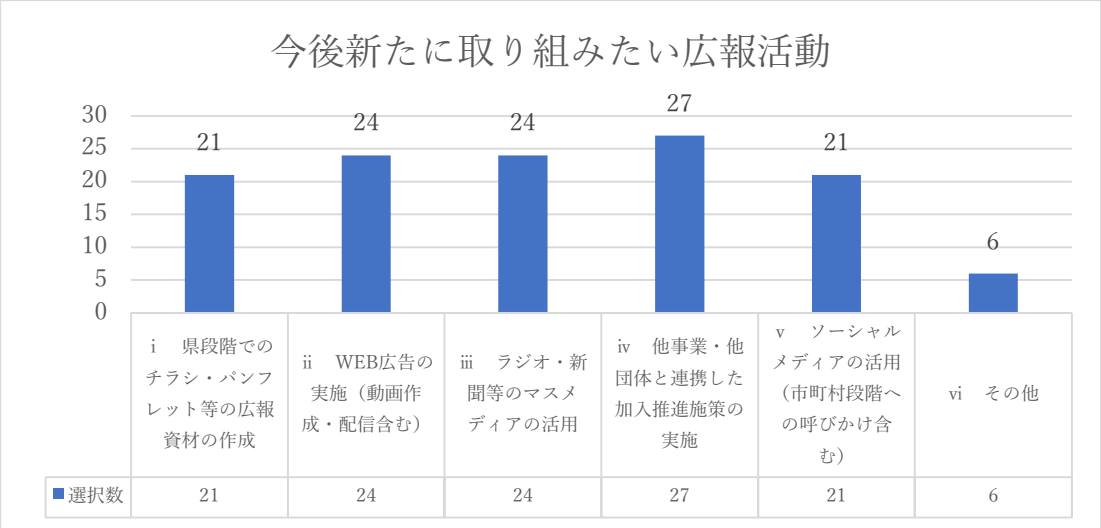

【「その他」の具体的な内容】
①バス広告
②県広報誌への広告掲載
③ポスター等の作成
④系統外広報媒体の活用
⑤デジタルサイネージ
⑥ノベルティの作成・配布

3．今後どのような加入推進活動（市町村段階業務受託機関への指導含む）を実行していくのか。
【主な内容】
①　幅広く制度の周知を行うため、WEB などの新たな広報媒体の活用の検討
②　各種会議・研修会での制度説明
③　記帳代行利用者への制度説明
④　市町村巡回・JA 巡回の実施
⑤　自組織の HP 掲載内容の見直し
⑥　JA 担当者が使いやすい資材等の提供
⑦　関係機関に協力を仰ぎ、協力体制を構築する
⑧　市町村・JA 間の連携強化

４．全体意見

【主な内容】

① 加入可能な対象を広げてほしい。(国民年金第３号被保険者、農業を営む法人の役員及び従業員、等)

② 農業者の実態や収支構造、可処分所得の状況について認識していただきたい。農業者年金制度と共に社会保険制度全般、特に国民健康保険制度について視野に入れてください。

③ オンラインセミナーのアーカイブ動画を配信してほしい。

④ 会議は全て WEB 併用で開催できないか検討していただきたい。

⑤ ペーパーレス化に伴い、報告や提出等をｅメールで送信することも増えたが、提出先のアドレスが不明確。連絡文書に提出先のｅメールアドレスも記載してほしい。または、各部署の代表アドレス一覧表などご用意いただきたい。

⑥ 国民年金第１号被保険者を教えてもらうシステムの確立

⑦ 基金がＳＮＳを活用し制度をＰＲする。

⑧ 旧制度のイメージを払拭する手法をご教授いただきたい。

⑨ 市町村の担当者等への意識付け、やる気を起こさせる手法をご教授いただきたい。

⑩ 受託機関職員のスキルアップ

⑪ システムを介してのみ事務が出来る様になればよい。

⑫ 各種照会は担当者の負担となるため、可能な範囲で簡素化してほしい。

⑬ 業務委託手数料の計算等のシステム化

⑭ 簡易なチラシ・パンフレットに国民年金基金、iDeco、新 NISA との比較（メリット・デメリット）を記載して欲しい。

⑮ パンフレットや HP に受給の方法（年金原資÷年金現価率）についてもっと説明を入れるべき。

⑯ 各県で何か新たな取り組みや優良事例があれば共有をお願いしたい。

⑰ 基金が実施している新規加入者アンケートに「農業者年金を初めて知ったのは？」や「興味を持ったものは？」といった質問事項を追加してほしい。

○保険料額の変更を含めた年金額のシミュレーター改修

独立行政法人
農業者年金基金

平成14年1月以降の加入者及び未加入者の方：ご試算

（シミュレーション例）
・加入年齢：20歳
・加入時の区分：政策支援区分1
（政策支援加入期間20年間）
・保険料変更時の年齢及び金額：
45歳、3万0千円
55歳、6万7千円

年金額シミュレーションの前提を入力してください
＊名前以外の前提項目はすべて半角文字で入力して下さい

名前 ※「姓」「名」はそれぞれ全角7文字以内 ※(カナ)はそれぞれ全角10文字以内		姓：農年　名：太郎 姓（カナ）：ノウネン　名（カナ）：タロウ
加入年月　※必須		←前月　当月　翌月→ 令和 6 年 11 月
性別		◉ 男性　○ 女性
生年月日　※必須		平成 16 年 11 月 2 日
試算で設定する運用利回り(下の参考を参照)　※必須		3.05 %
旧制度の加入者でしたか？ （特例脱退一時金を受給された方は「いいえ」としてください）		○ はい　◉ いいえ
加入のしかたを次のAまたはBから選択してください		◉ A．政策支援加入または２万円以上の保険料で通常加入されるかた ○ B．３５歳未満の方で２万円未満の保険料で通常加入されるかた
A．政策支援加入または２万円以上の保険料で通常加入されるかた		
政策支援の種類		加入区分１　政策支援の種類はこちらをご覧くだ
保険料月額（政策支援期間以外）		2 万 0 千円
B．３５歳未満の方で２万円未満の保険料で通常加入されるかた ※35歳未満の方は35歳になるまでの間、2万円未満の保険料を選択できます(下限は1万円)		保険料の引き下げについてはこちらをご覧ください
３５歳までの保険料月額		1 万 0 千円
保険料月額		2 万 0 千円
２万円以上の保険料で通常加入された方が保険料月額を変更した場合 ※誕生月からの変更になります。		1回目　45歳から　3万0千円 2回目　55歳から　6万7千円
保険料を納付する期間　※必須		60 歳誕生月の前月分まで納付
受給開始年齢 ※必須	農業者老齢年金	75 歳　早める　遅らせる
	特例付加年金	75 歳　早める　遅らせる

追加欄

年齢表示(プルダウン)
5歳刻み

金額をプルダウン表示
万単位･･･2～6
千単位･･･0～9

前提条件を全て入力されましたら右のボタンを押してください　シミュレーション

ノウネン タロウ
農年 太郎　様　あなたの保険料・年金額の試算額は次のとおりです

加入時年齢	20 歳		
保険料（月額）	2024 年 11 月(20 歳)～ 2039 年 10 月(34 歳)		10,000 円
	2039 年 11 月(35 歳)～ 2044 年 10 月(39 歳)		14,000 円
	2044 年 11 月(40 歳)～ 2049 年 10 月(44 歳)		20,000 円
	2049 年 11 月(45 歳)～ 2054 年 10 月(54 歳)		30,000 円
	2054 年 11 月(55 歳)～ 2059 年 10 月(59 歳)		67,000 円
	年 月(歳)～ 年 月(歳)		円
年金額（年額）	75 歳 ～	農業者老齢年金 特例付加年金 合計	1,257,600 円 514,700 円 1,772,300 円
	歳 ～	農業者老齢年金 特例付加年金 合計	円 円 円
保険料総額	7,440,000 円		
平均的な年金受給総額	農業者老齢年金 特例付加年金 合計		14,462,400 円 5,919,100 円 20,381,500 円

表示の追加
保険料額の変更をした履歴の欄を追加し表示

試算結果を印刷する→印刷ボタン
シミュレーションをはじめから再度行う→戻るボタン

印刷　戻る